

第3期京丹後市子ども・子育て支援事業計画



こども園児の描画（プール遊び）

令和7年3月

京丹後市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
第2章 計画の基本的な考え方.....	3
1 基本理念.....	3
2 基本目標.....	4
3 計画の体系.....	6
第3章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題.....	7
1 京丹後市の人口推移・推計.....	7
2 京丹後市の世帯の状況.....	11
3 仕事と家庭の両立.....	14
4 母子保健の状況と課題.....	15
5 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況.....	19
6 成果及び課題.....	41
第4章 施策の推進方向.....	44
1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり.....	44
2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり.....	49
3 男女が共に子育てと仕事を両立できるまちづくり.....	53
4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり.....	54
5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり.....	56
第5章 量の見込みと確保方策.....	60
1 提供区域の設定.....	60
2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策.....	61
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策.....	63
第6章 計画の推進について.....	82
1 市民や地域、関係団体等との協働.....	82
2 庁内の推進体制.....	82
3 計画の進行管理.....	82
資料編.....	83
1 用語解説.....	83
2 計画策定までの経過.....	86

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図るため、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画^{*}を定めるものとされています。

京丹後市においては、京丹後市子ども・子育て支援事業計画^{*}（以下「計画」という。）の第1期計画を平成27年3月に、第2期見直し計画を令和2年3月に策定しました。

策定にあたっては、子育て世帯に対してニーズ調査を実施し、これにより潜在的な需要も加味された量の見込みを算出したうえで、需要量に対応するための確保量を定めました。

家庭環境及び社会環境等の変化に伴い、保護者の就労形態が多様化する中、本計画に基づき、様々なニーズに対応した子育て支援事業や家庭教育事業を実施し、子どもたちの健全な育成と保護者の就労と子育ての両立を支援し、地域や家庭で安心して子育てができるよう充実を図っています。

今般、令和2年度を始期とする第2期計画の期間が終了することから、ニーズ調査を実施し、量の見込みと確保方策の見直しを行い、第3期計画を策定することとしました。

なお、計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第61条第7項に基づき、同法72条に規定する審議会である、京丹後市子ども未来まちづくり審議会に意見を聴く必要があることから、令和6年7月8日付で諮問し、令和7年1月17日付で答申を受けた内容を反映しました。

また、令和5年4月に施行された「こども基本法」^{*}第11条の規定に基づき、子ども施策の策定、実施及び評価にあたっては、子ども等の意見を聴取し反映するための取組を行うことが求められていることから、一部の事業の見直しを検討するためのアンケート調査を実施するなど、得られた意見等を本計画に反映するよう努めました。

注）右肩に※がある用語については、資料編の用語解説をご参照下さい。

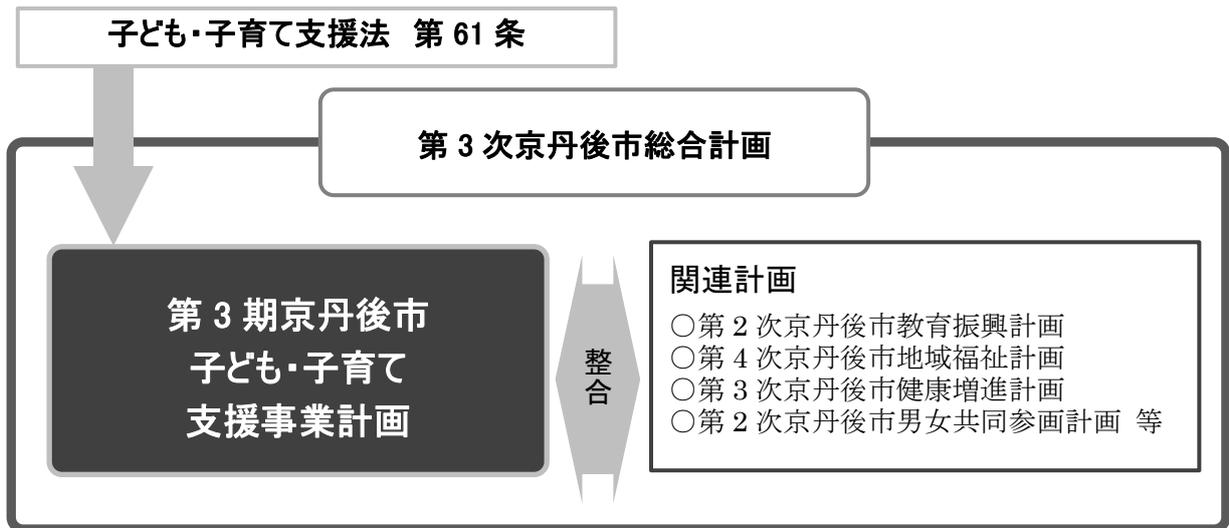
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画^{*}として令和2年に策定した第2期計画の内容を見直し策定するものです。

また本計画は、上位計画である「第3次京丹後市総合計画」をはじめ、「第2次京丹後市教育振興計画」や「第3次京丹後市健康増進計画」等の関連計画との調和

が保たれたものとしします。

こども基本法*第 10 条の 2 において、市町村は、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども大綱」*及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策全体をまとめた「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課されました。なお、「こども計画」は、既に策定済みの子ども・子育て支援事業計画*等と一体のものとして作成することができるかとされていますので、今後策定に向け検討を進めていきます。



3 計画の期間

第 3 期計画の期間は、令和 2 年に策定した第 2 期計画の終期が令和 6 年度であることから、令和 7 年度を始期とする令和 11 年度までの 5 年間としします。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

京丹後市では、総合計画で“次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち”を目標に掲げ、すべての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て環境日本一をめざし、子ども、子育て世代に寄り添った子育て支援施策の展開を図っています。

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとってはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。一方、京丹後市においては少子化が急速に進行しており、今後も更なる進行が予測されています。少子化の進行は子どもたちの成長や発達だけでなく、まちの将来に極めて大きな影響を与えます。私たちは、そうした課題にしっかりと向き合いながら、少子化対策を総合的に進めるとともに、大切な宝物である子どもたちが、京丹後の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要があります。

子どもの育ちにとって何より大切なのは、家庭での子育てを基本としながらも、子どもの権利が尊重され、すべての子どもの最善の利益が図られることであり、子どもや子育て当事者のライフステージに応じた支援を切れ目なく行っている地域社会の構築です。また、「子育て」と「仕事」を両立しながら生き生きと暮らせることが大切であることから、子育て負担を軽減するための積極的かつ総合的な子育て支援の環境及び体系をひとつひとつ構築していく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、基本理念を次のとおり掲げます。

すべてのこどもが輝き

みんなの笑顔があふれる

子育てのまち

2 基本目標

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

近年、世代間交流機会の減少等により、子育てに大きな不安や負担を抱える保護者が少なくありません。また、発達が気になりな子どもへの支援が全国的な課題となっています。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期からの母子保健対策や、安心して医療を受けられる体制づくり、相談支援の整備を進めます。また、発達が気になりな子どもへの支援等、家庭、認定こども園・保育所及び学校等と連携した支援体制づくりを進めます。

また、地域ぐるみでの子どもの見守りやボランティア、担い手の活動など、地域や様々な社会資源と協働しながら社会全体で子育てを支援します。

基本目標2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり

近年、価値観やライフスタイルの多様化等により、父母共に働いている子育て家庭が多い一方で、父母のどちらかが子育てに専念にしている家庭、ひとり親家庭等、子育て家庭のかたちは様々です。また、経済的に困窮している家庭や、子どもとの向き合い方が分からず深刻な悩みを抱えている家庭等、何らかの支援を必要としている家庭もあります。

そうしたすべての子育て家庭が心豊かに子どもと向き合い、それぞれの価値観を大切にしたい子育てができるよう、支援を必要とする一人ひとりの子どもやすべての子育て家庭の視点に立った施策を展開します。

基本目標3 男女が共に子育てと仕事を両立できるまちづくり

父母共に働いている家庭が増加、働き方が多様化する中で、子どもの健やかな成長を支えるには、子どもの育ちをサポートする保育サービスをはじめ、保護者が子育てしながら働きやすいよう、職場の理解や協力が不可欠です。また、男女が共に協力し、楽しみながら子育てや家事ができるよう、家庭内での役割分担を話し合うことも大切です。

男女が共に子育てと仕事の両立がより良くできるよう、関係機関・団体等と連携し、企業及び職場の理解や協力の促進を図るとともに、男女共同参画社会*の実現に向けた取り組みを進めます。また、結婚や出産、育児等で退職された未就労の女性が、安心して子育てが行えるような就職支援についてもサポートしていきます。

基本目標4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

子どもたちの健やかな育ちにとって、年齢の異なる子ども同士や様々な人と交流し、元気に遊ぶことはとても大切なことです。雨や雪の日でも利用できる、屋内遊び場や交流の場の在り方について検討し、整備を進めます。

また、地域に子どもたちの笑い声があふれていると、その地域のすべての人が元気になると思います。しかし近年、全国的に子どもの安全を脅かす事件が多発していることや、ゲームの普及等により、子どもたちが外で遊ぶことのできる環境が少なくなっています。

子どもたちが安心・安全に地域で遊ぶことができ、また誰もが気軽に外出ができる環境づくりのため、地域住民との協働により、様々な交流の機会づくりや生活環境の整備並びに、子どもを犯罪・事故等から守る安心・安全のまちづくりを進めます。

基本目標5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

すべての地域の子どもたちが家庭の状況にかかわらず等しく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めます。また、教育・保育施設*を利用していない家庭に対しても、低年齢児の親子が気軽に集うことのできる場づくり等、地域のニーズに応じた取組を進めます。

更に、子どもが自ら考え、判断する力や豊かな人間性、健康と体力等をバランスよく備え、健やかに成長するために、関係機関・団体等と家庭、地域が連携し、京丹後市の自然・文化等の地域特性を最大限に活かした環境づくりを進めるとともに、子どもたちの連続した育ちを全市的に支援するため、認定こども園・保育所から中学校修了までの保幼小中一貫教育を継続していきます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	推進方向
すべての子どもが輝きみんなの笑顔があふれる子育てのまち	1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり	(1) こどもまんなか社会の推進
		(2) 次代の親の育成
		(3) 思春期の保健対策の充実
		(4) 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実
		(5) 周産期・小児医療体制の充実
		(6) 障害児等支援策の充実
		(7) 食育の推進
	2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり	(1) 家庭と地域の教育力の向上
		(2) 子育てに関する相談体制の整備・充実
		(3) 子育てに関する情報提供の推進
		(4) ひとり親家庭等の自立支援
		(5) 子育て家庭等の経済的負担の軽減
		(6) 児童虐待防止対策の充実
		(7) ヤングケアラー支援体制の強化
	3 男女が共に子育てと仕事を両立できるまちづくり	(1) ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し
		(2) 男女共同参画の子育て環境づくり
	4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり	(1) 遊びの場・交流の場づくり
		(2) 安心して子育てができる生活環境の整備
		(3) 子どもたちを犯罪・事故等から守るための活動の推進
	5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり	(1) 就学前教育・保育の環境整備
(2) 子育て支援体制の充実		
(3) 認定こども園・保育所からの保幼小中一貫教育の推進		
(4) いじめ防止対策の充実		

第3章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

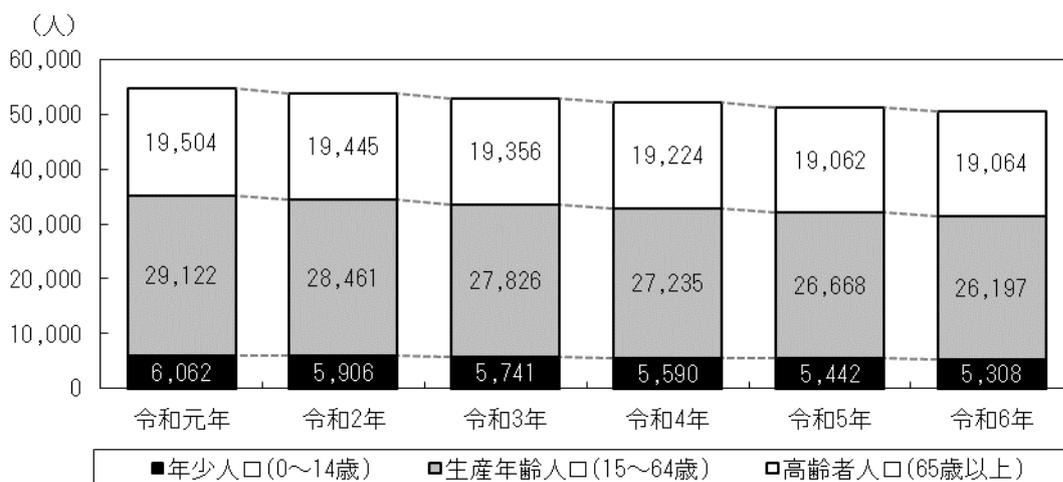
1 京丹後市の人口推移・推計

(1) 年齢3区分別の人口推移・推計

京丹後市の総人口は減少傾向にあります。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、高齢者人口は横ばい傾向にあります。

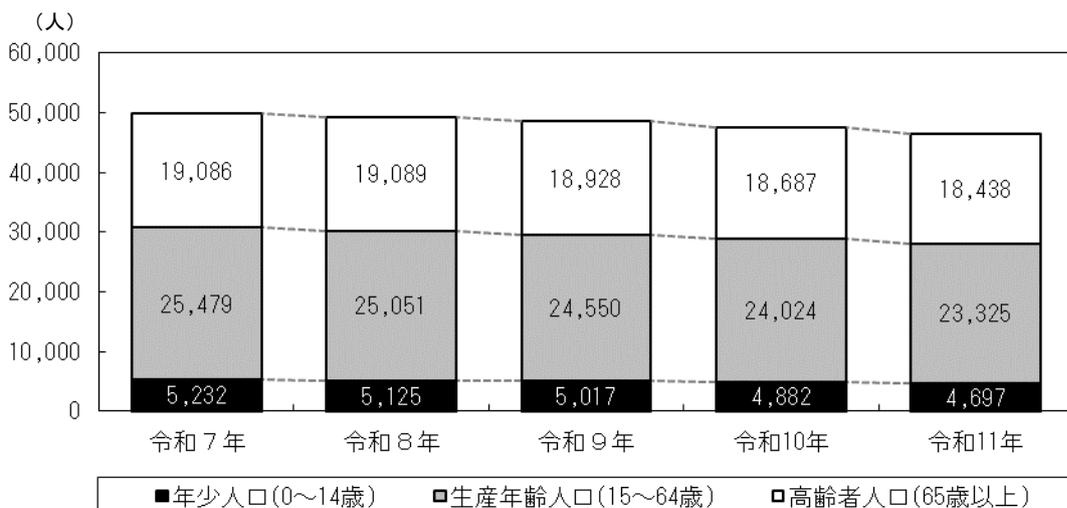
推計については、総人口及び各区分別人口とも減少傾向が予測されます。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■年齢3区分別人口の推計

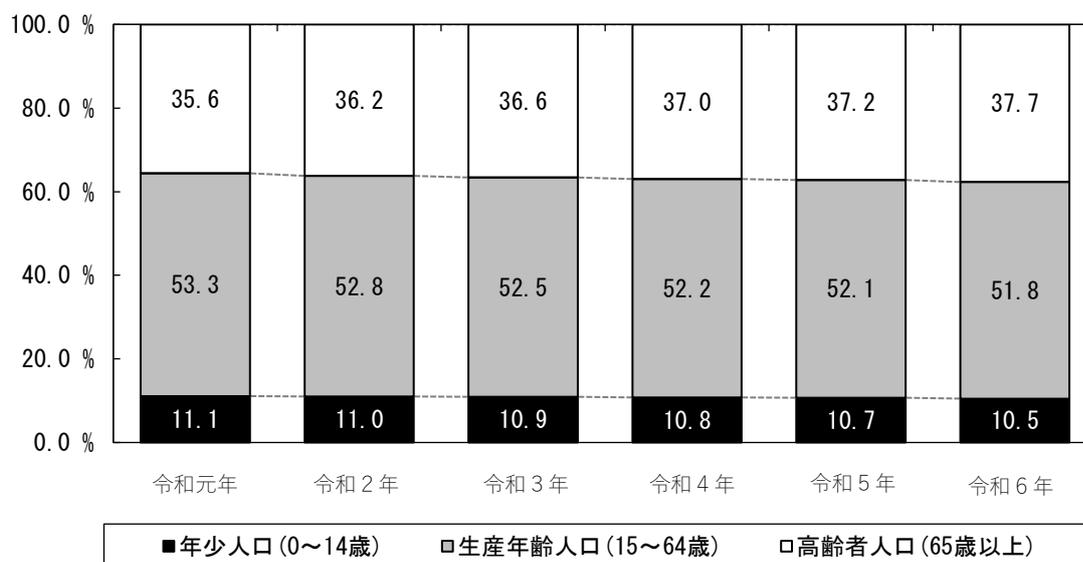


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

(2) 年齢3区分別人口比率の推移・推計

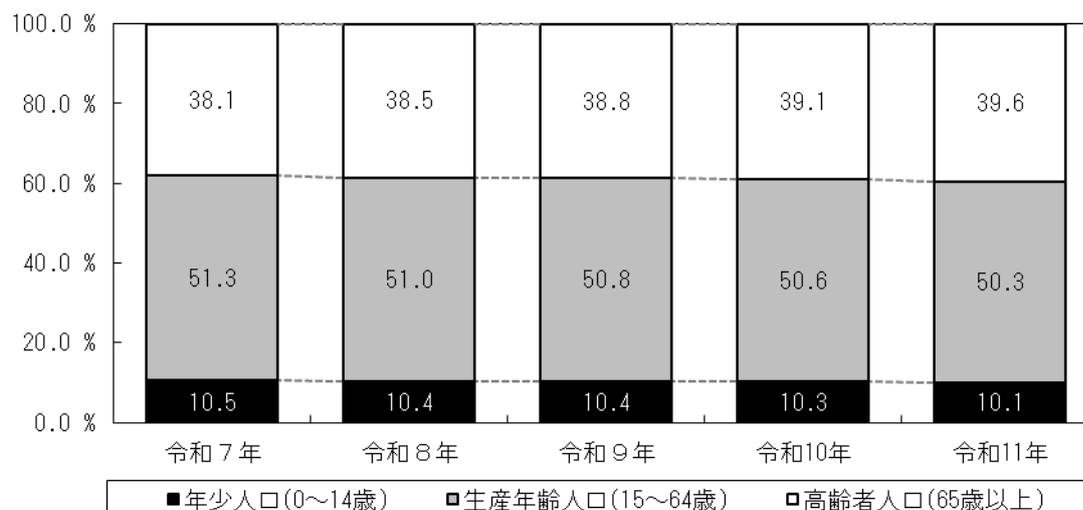
年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は下降傾向にあります。一方、高齢者人口比率は上昇しています。推計についても同様の傾向が予測され、令和11年には元年と比べ、年少人口比率が1%減少する見込みです。

■年齢3区分別人口比率の推移



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■年齢3区分別人口比率の推計

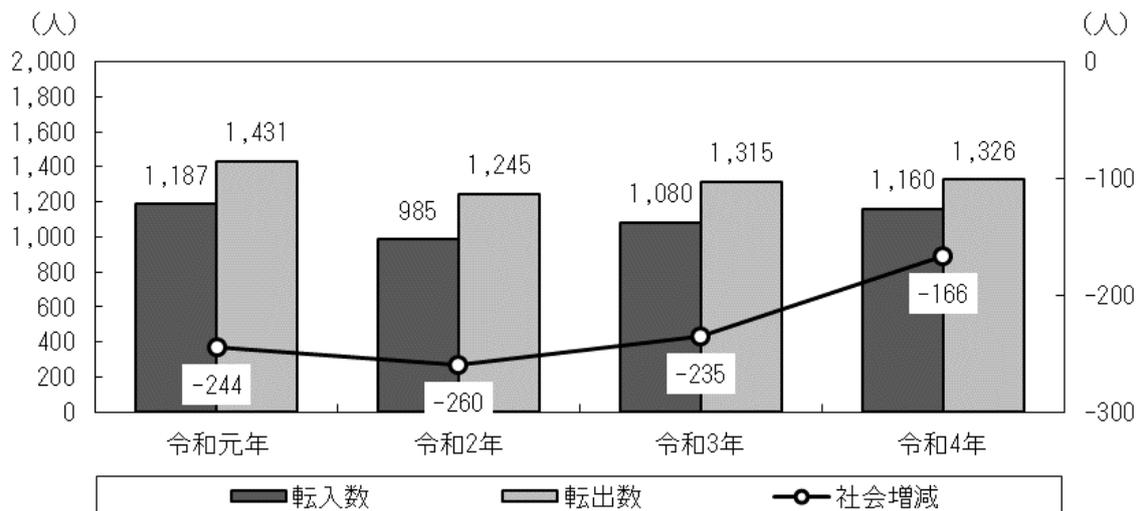


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

(3) 社会動態

転入数も転出数も令和2年に減少したのち、その後は増加傾向にあります。社会増減は、転出が転入を上回っていますが、その差は少なくなってきました。

■社会動態の推移

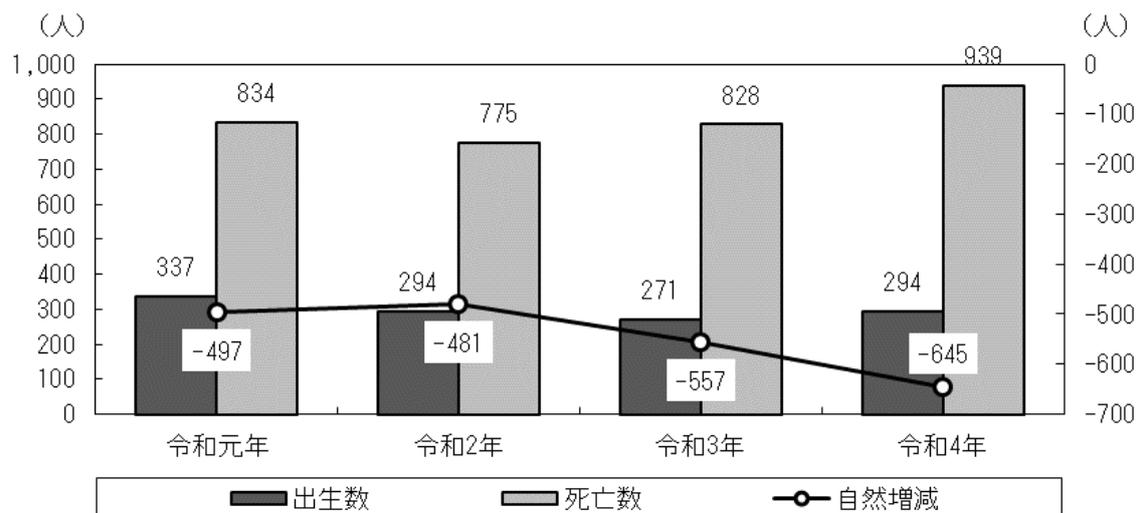


資料：京都府統計書 市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

(4) 自然動態

出生数は増減を繰り返し、死亡数は増加傾向です。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■自然動態の推移

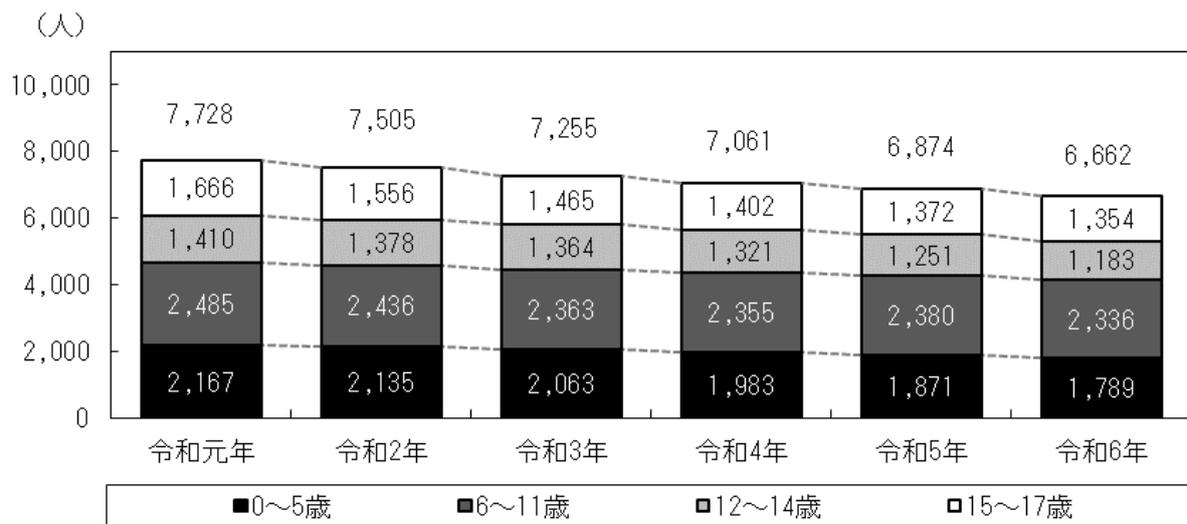


資料：京都府統計書 市区町村別人口の増減（自然動態・社会動態）

(5) 子どもの人口推移・推計

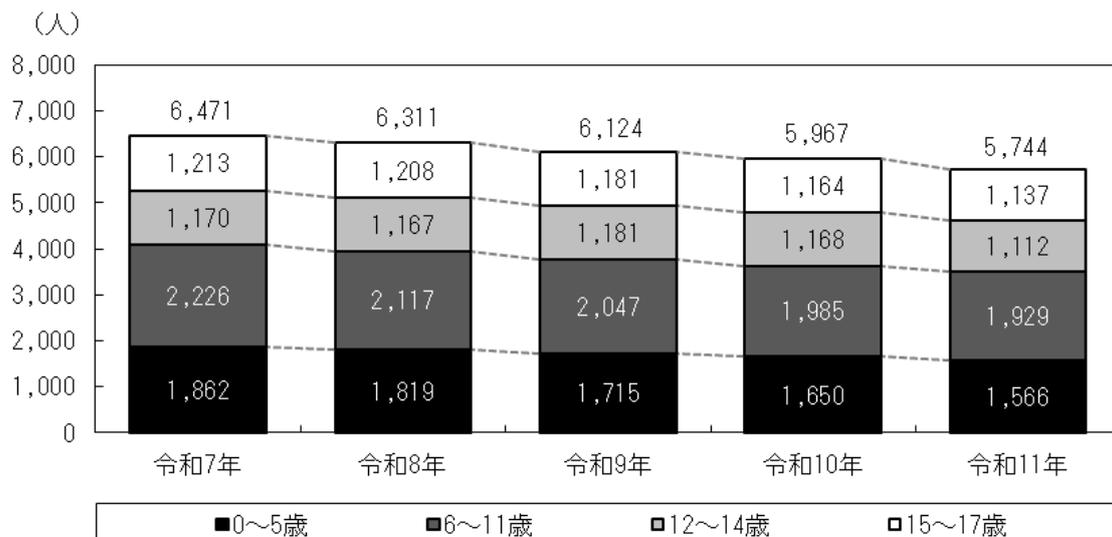
18歳未満の子どもの人口は各階層で減少傾向にあります。推計についても同様の傾向が予測されます。令和11年の17歳未満の子どもの人口は令和元年の7割弱程度まで減少すると見込まれます。

■子どもの人口推移



資料：住民基本台帳（4月1日現在）

■子どもの人口推計

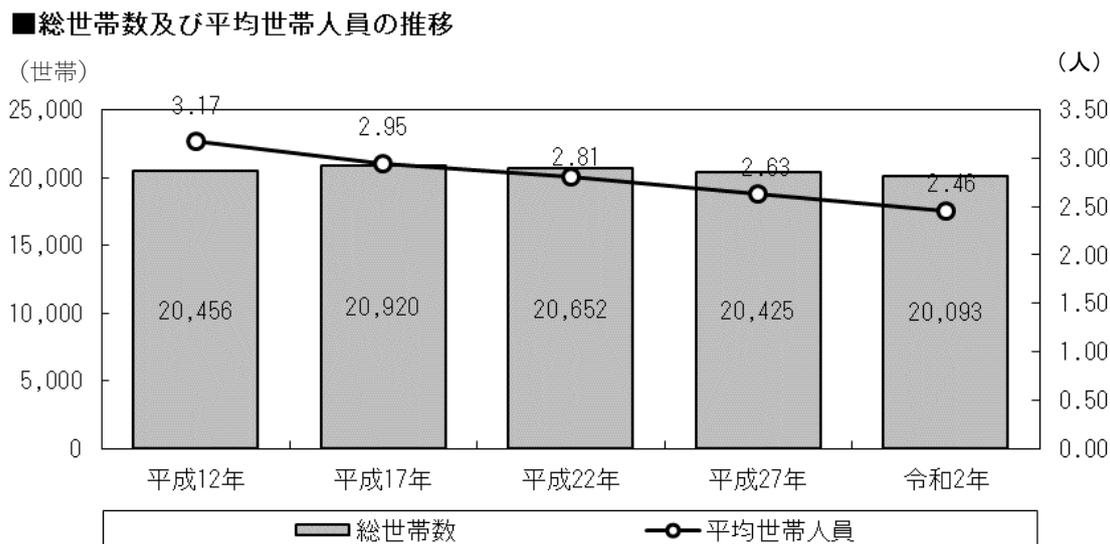


資料：住民基本台帳をもとにコーホート変化率法により算出

2 京丹後市の世帯の状況

(1) 総世帯数及び平均世帯人員の推移

京丹後市の総世帯数はほぼ横ばいで推移していますが、1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成17年以降3人を下回っています。

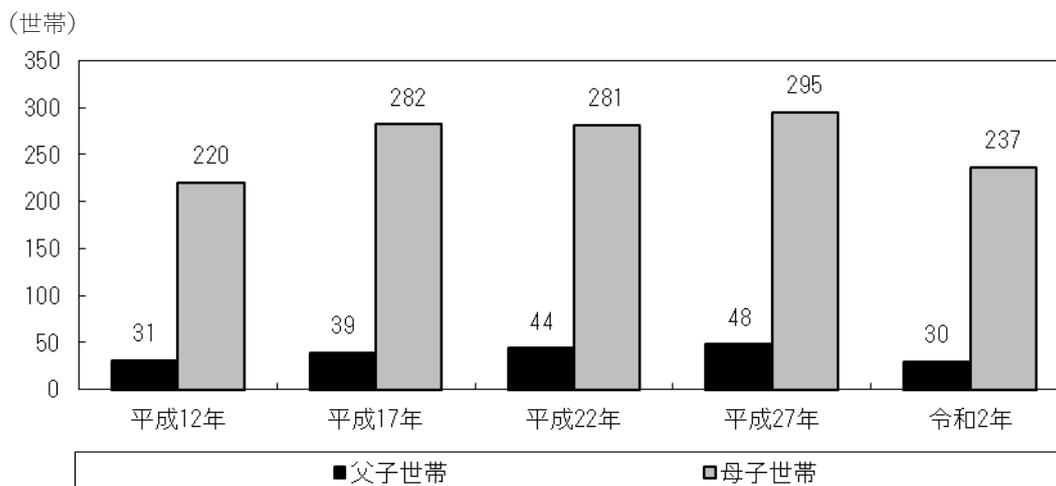


資料：国勢調査

(2) 父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数は平成17年以降増加し、母子世帯数は平成12年から平成27年にかけて大きく増加しましたが、令和2年はいずれも減少しています。

■父子世帯及び母子世帯の推移

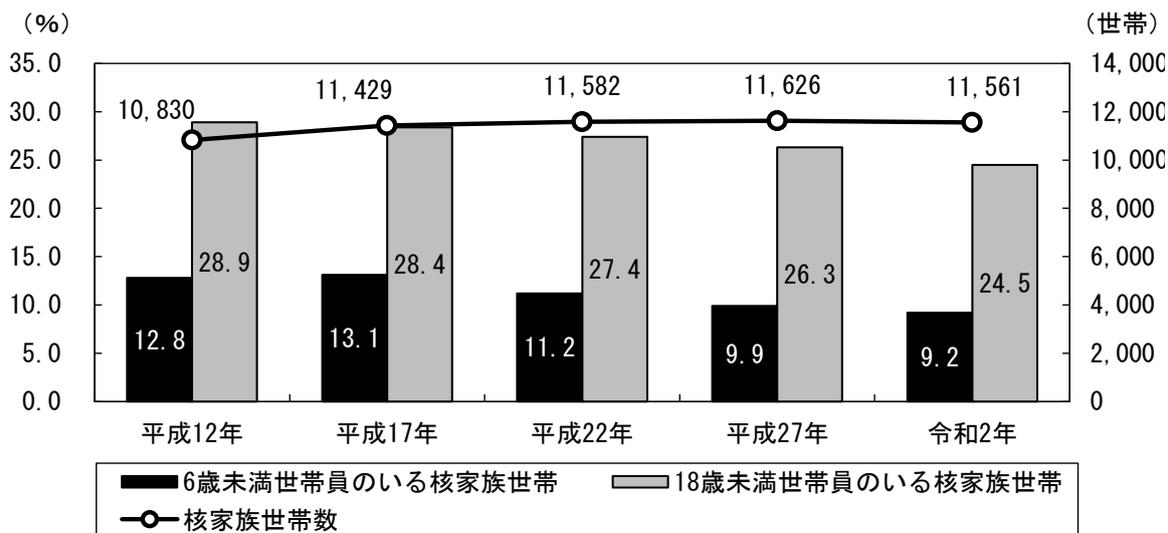


資料：国勢調査

(3) 子育て世帯の推移

核家族世帯数は増加傾向ですが、令和2年はやや減少しました。18歳未満世帯員のいる核家族世帯は減少傾向にあり、6歳未満世帯員のいる核家族世帯は平成17年以降減少傾向にあります。

■6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

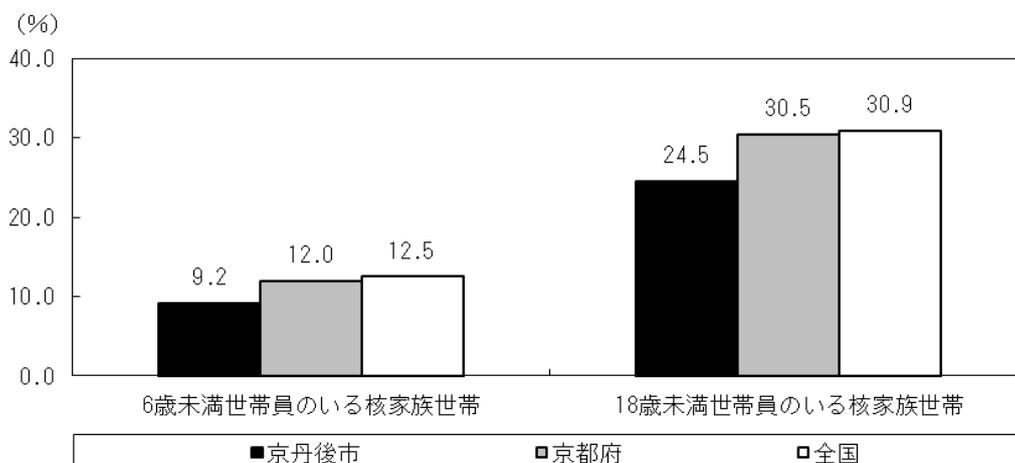


資料：国勢調査

(4) 子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や府と比較すると、京丹後市は全国や府より低い水準であることがわかります。

■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合（国・京都府・京丹後市の比較）

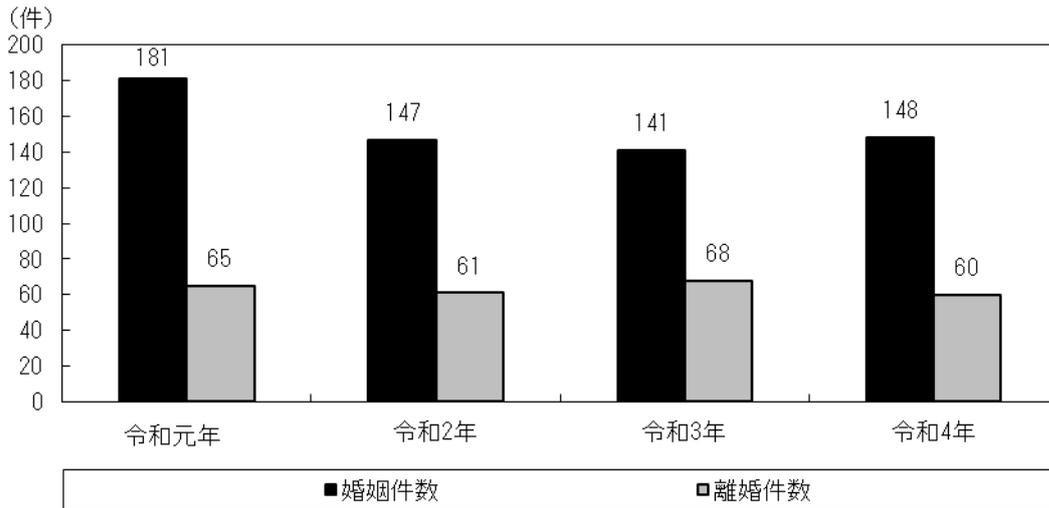


資料：国勢調査(令和2年)

(5) 婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は令和2年に減少し、それ以降は横ばいの状況です。離婚件数は横ばいの状況です。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

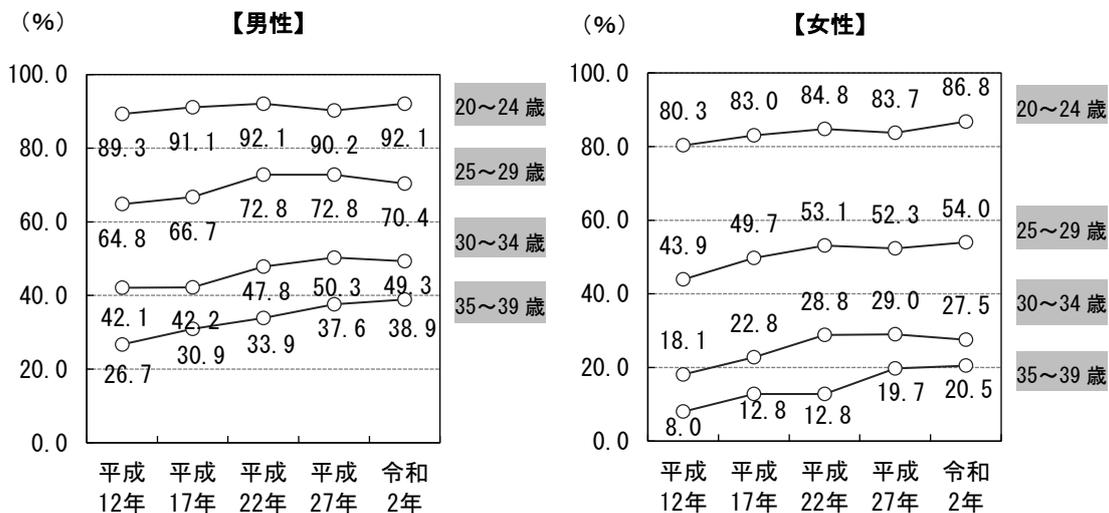


資料：京都府統計書 市区町村別人口動態

(6) 未婚率の推移

未婚率は平成 22 年まではいずれの年代でも男女共に上昇傾向にありましたが、平成 27 年には 20 歳代で低下傾向にあり、令和 2 年では男性では 25 歳～34 歳、女性では 30 歳～34 歳で低下傾向にあります。

■未婚率の推移（男女別・年齢階層別）



資料：国勢調査

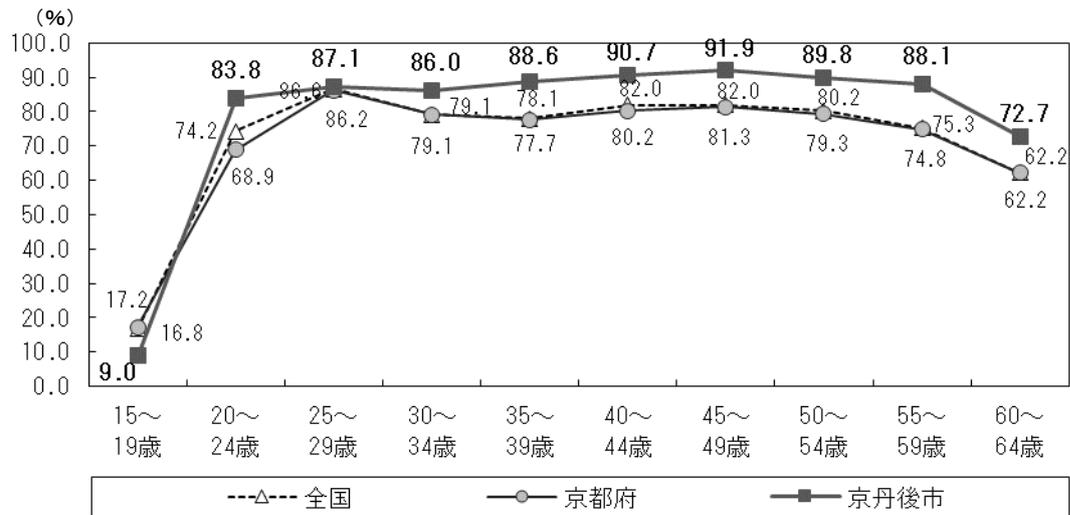
3 仕事と家庭の両立

(1) 女性の労働力率

京丹後市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代前半で労働力率がやや低下するものの、緩やかな曲線となっています。全国・府と比較すると、京丹後市は20歳以降の階層において労働力率が高い水準となっています。

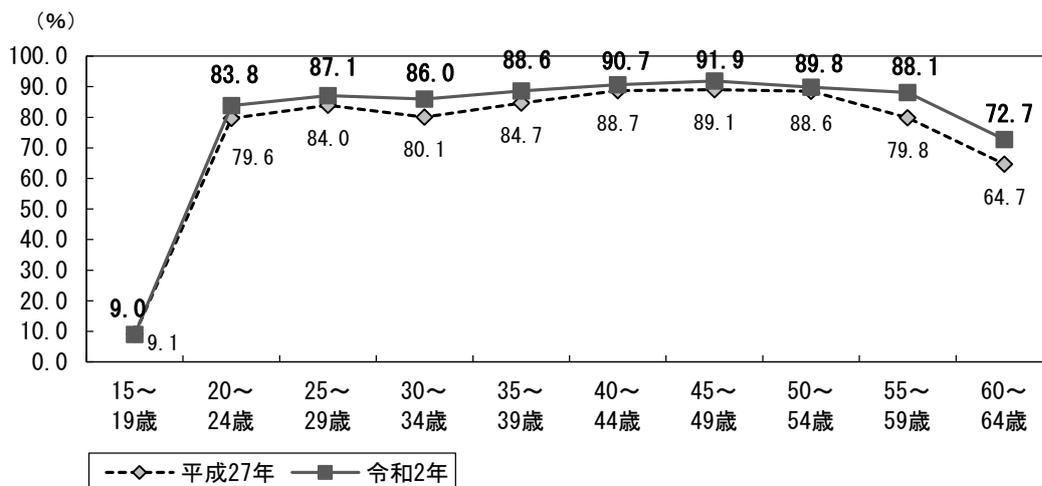
令和2年と平成27年と比べると、どの年代でも労働力率が高くなっています。

■女性の年齢階層別労働力率（全国・京都府・京丹後市の比較）



資料：国勢調査（令和2年）

■京丹後市における女性の年齢階層別労働力率比較



資料：国勢調査（令和2年）

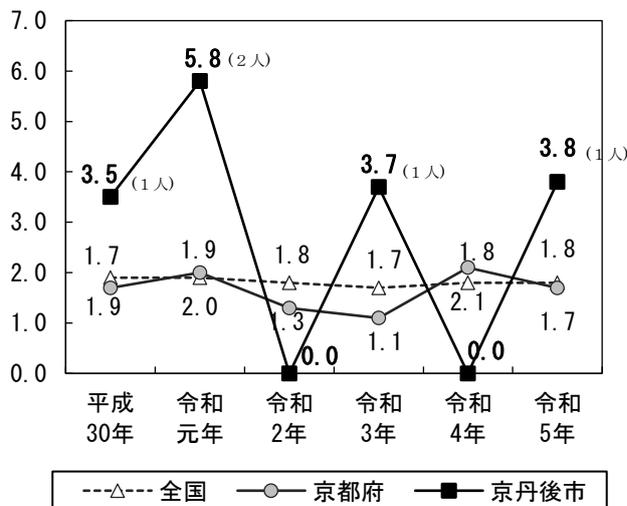
4 母子保健の状況と課題

(1) 母子保健の状況

① 死亡状況

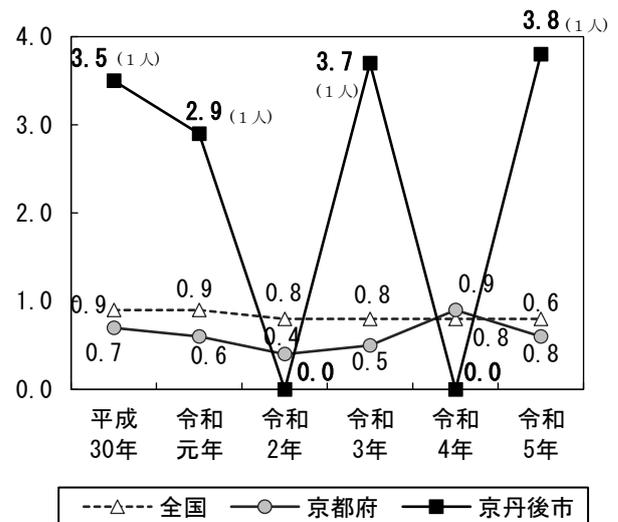
乳児死亡率、新生児死亡率は年により変動しています。令和4年は乳児死亡率、新生児死亡率とも0となっています。

■乳児死亡率（千対 出生後1歳までの死亡）



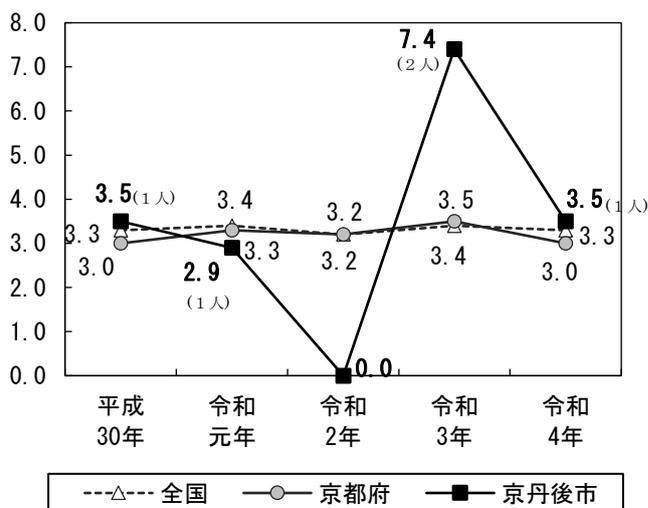
資料：人口動態統計

■新生児死亡率（千対 生後4週間未満の新生児死亡）



資料：人口動態統計

■周産期死亡率（千対 妊婦満22週以後の死産及び早期新生児死亡）



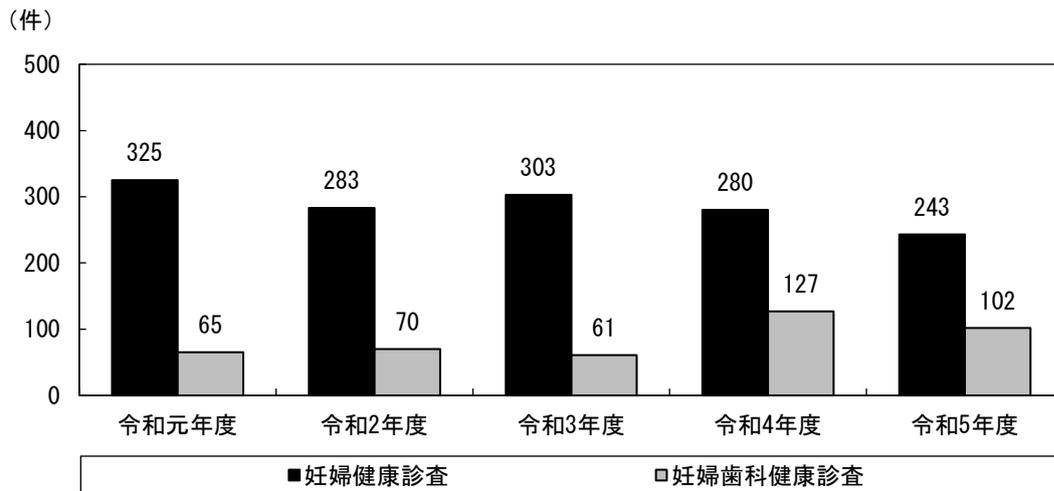
資料：人口動態統計

※グラフの数字は、1,000 出産あたりの人数で、() 内は実人数を示しています。

②妊婦健康診査及び妊婦歯科健康診査受診状況

妊婦健康診査は、母子健康手帳配布者のうち流産及び死産等により妊娠が中断された人以外は、ほぼ受診を行い、妊娠中の健康管理を実施しています。妊婦歯科健康診査については、令和4年度から無償化したことにより受診率が上昇し、妊婦の約4割の受診となっています。

■受診者数

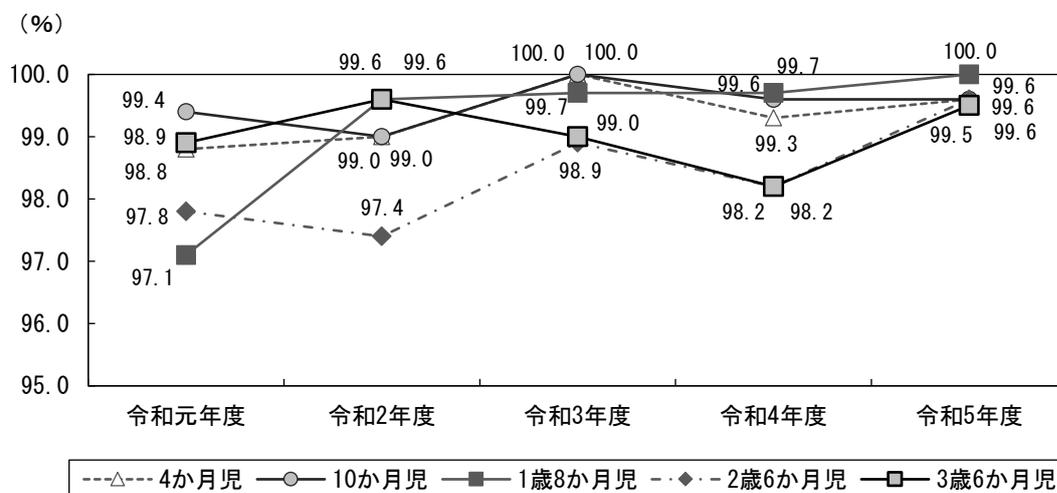


資料：子育て支援課

③乳幼児健康診査受診状況

乳幼児健康診査は97%以上の高い受診率で推移しており、令和5年度は99.5%～100%となっています。

■受診率

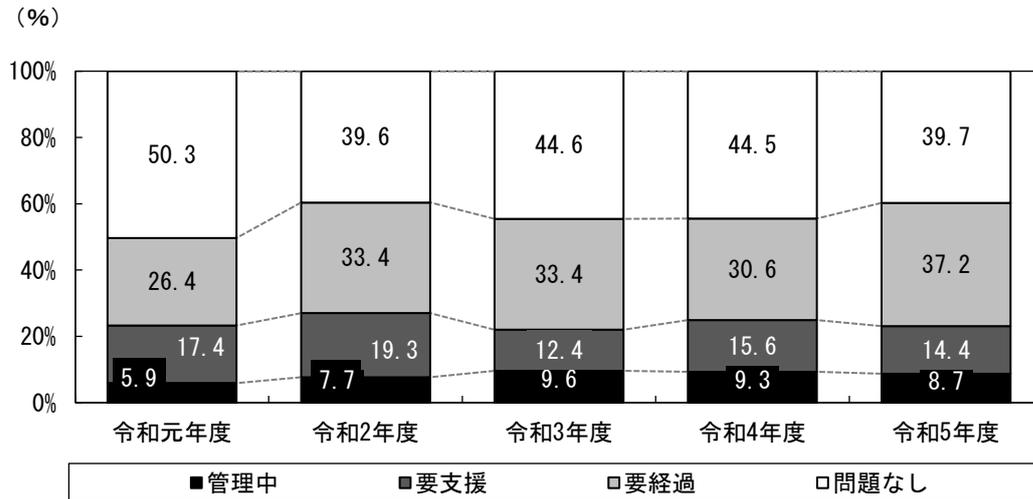


資料：子育て支援課

④発達障害児等早期発見・早期療育支援事業の状況

発達障害児等の早期発見及び早期療育支援事業については、すべての保育所及び認定こども園の4歳児を対象にスクリーニングを実施しています。

■スクリーニングの結果

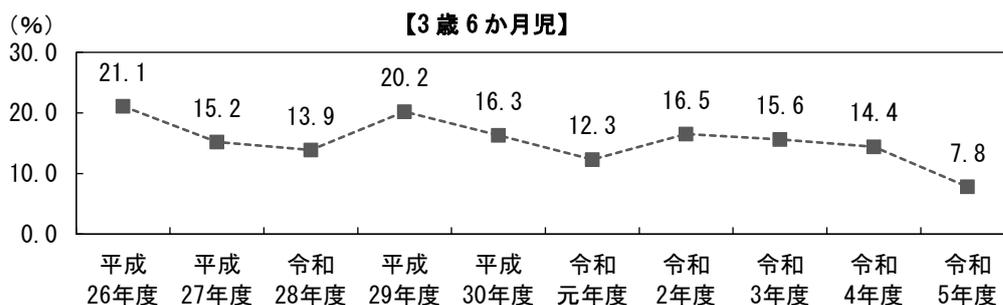
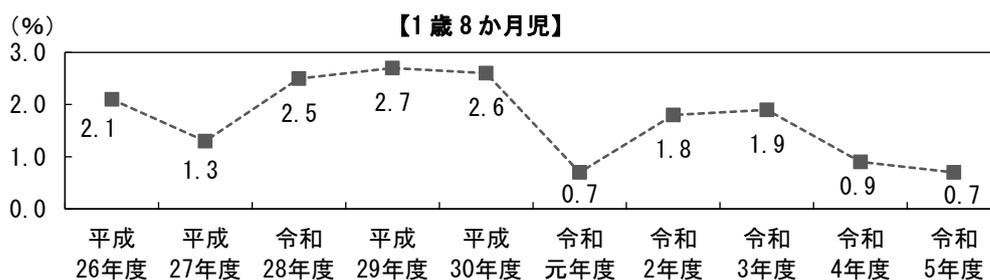


資料：子育て支援課

⑤う歯の状況

健康な歯を守るため、幼児を対象に歯科健康診査及び歯科指導、フッ素塗布やフッ化物洗口等を実施しています。う歯保有率については、1歳8か月児では、令和元年度以降は2%未満で推移し、減少傾向となっています。3歳6か月児では、令和5年度に10%を下回りました。

■う歯保有率



資料：子育て支援課

(2) 母子保健の課題

①妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援

健やかな出産を迎えるための妊婦健康診査や妊婦歯科健診の勧奨、個々の状況に応じた保健指導等、妊婦期からの健康管理を一層充実していく必要があります。また、産婦健康診査や産後ケア事業等、産後間もない時期の支援体制を強化するとともに、正しい知識や情報の提供、相談及び交流の場を通して不安の解消を図るなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が重要となっています。

②疾病・障害の早期発見、早期支援

乳幼児健康診査等により、すべての子どもの成長・発達の確認を行うとともに、集団に馴染みにくい特性を持った子ども、育てにくさを感じる親等に寄り添い、その子に応じた必要な支援を行う必要があります。また、関係機関が丁寧な連携を行い、支援体制を強化していくことが重要です。

③う歯の状況

幼児のう歯保有率は、減少してきているものの全国平均より高く、乳幼児期から学童期におけるフッ化物洗口事業等の予防事業やう歯予防に関する啓発を継続し、改善を図っていくことが必要です。

④感染症等の予防

感染症をはじめとした子どもの病気の予防のために、予防接種の未接種者に対する接種勧奨や、広報等により正しい情報の提供をすることが重要です。

5 ニーズ調査結果からみる子どもと子育て家庭の状況

京丹後市における子育て家庭を取り巻く現状や課題、市民のニーズを把握し、本計画策定にあたっての基礎資料とするためにニーズ調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

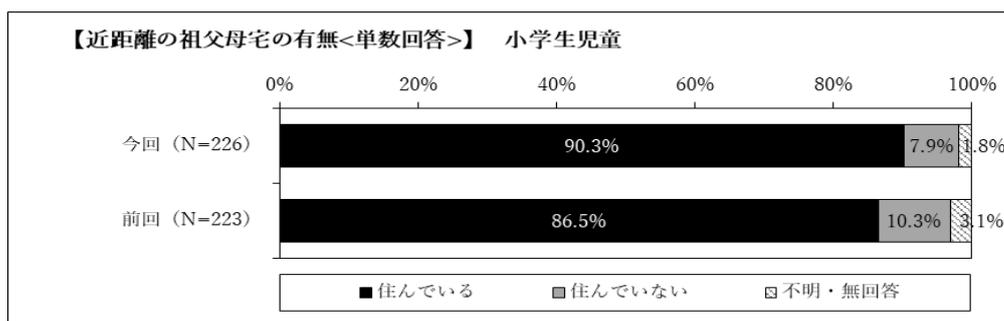
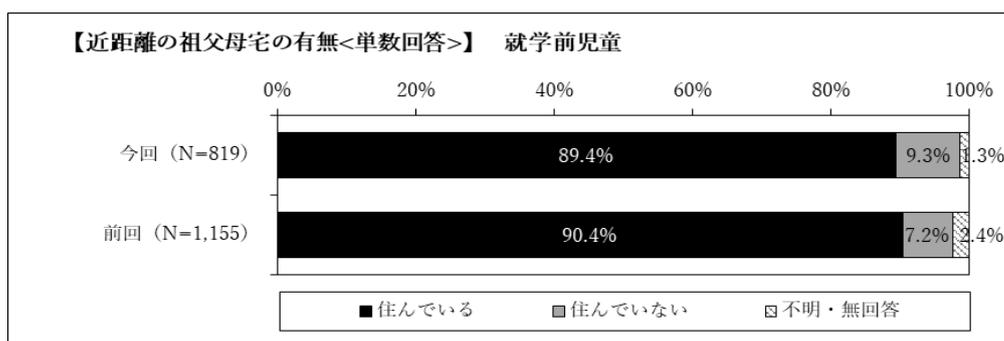
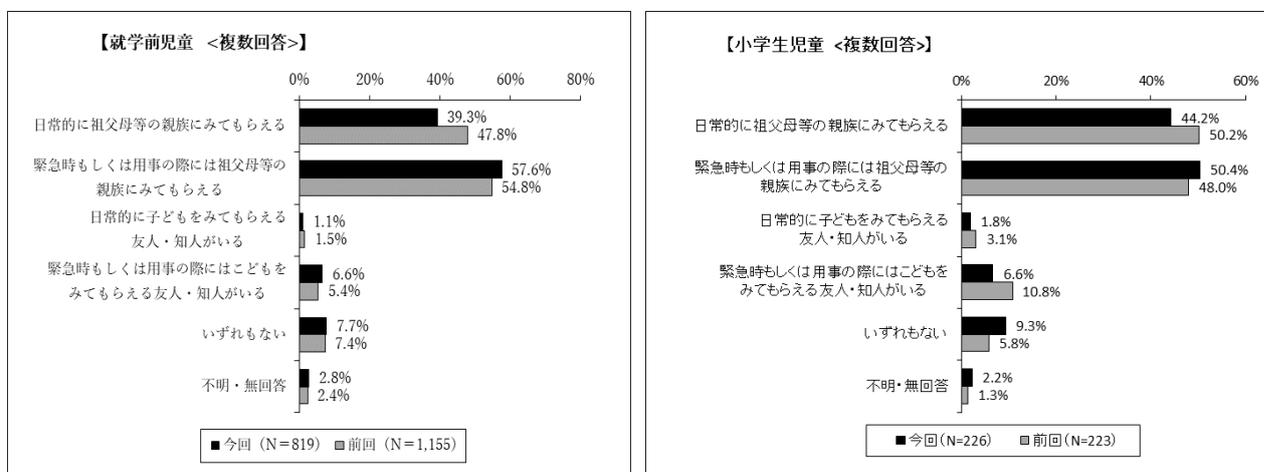
- 調査地域：京丹後市全域
- 調査対象者：「就学前児童」がいるすべての家庭（就学前児童調査） 1,472 件
無作為抽出による「小学生」がいる家庭（小学生児童調査） 500 件
- 調査期間：令和6年2月14日（水）～令和6年3月10日（日）
- 調査方法：郵送配布、郵送回答又はインターネット回答

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
就学前児童	1,472	819	55.6%
小学生児童	500	226	45.2%
合計	1,972	1,045	53.0%

(1) 日頃、子どもをみてもらえる状況について

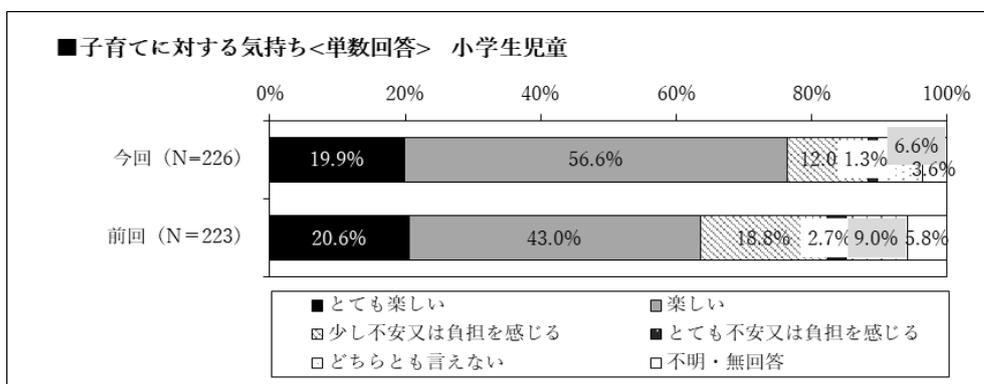
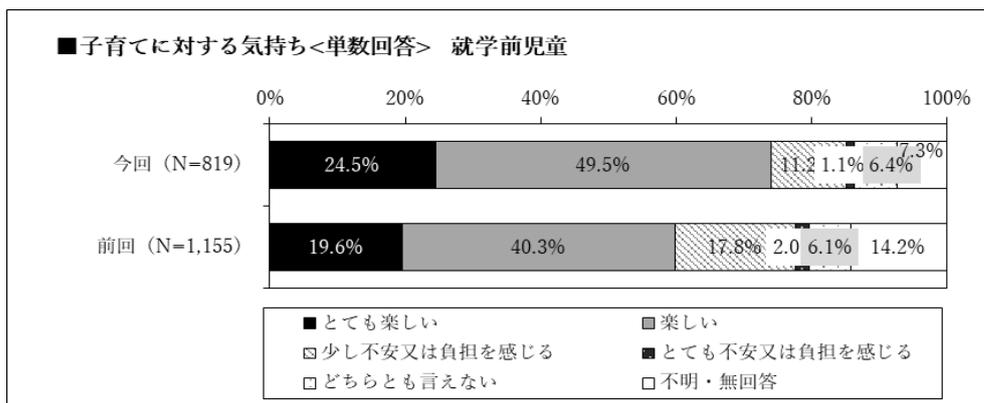
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生児童ともに5割台、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も就学前児童・小学生児童ともに約4割となっています。また、祖父母が近くに住んでいるかについては、「住んでいる」が就学前児童・小学生児童ともに約9割となっていることから、多くの保護者が日頃から祖父母等の協力を得て子育てをしている状況がうかがえます。

一方、子どもをみてもらえる親族・知人について、「いずれもない」と回答した人は、就学前児童・小学生児童ともに1割弱となっています。



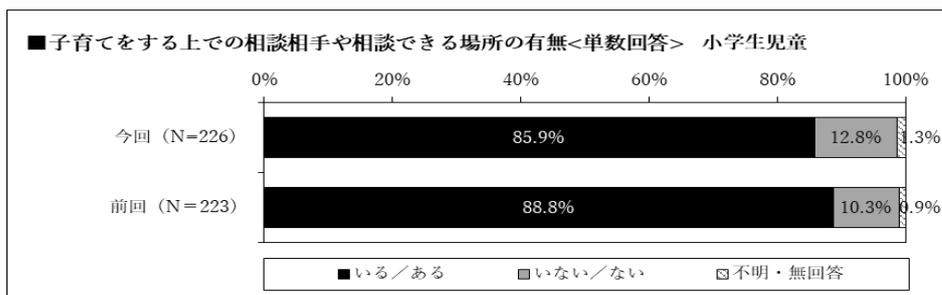
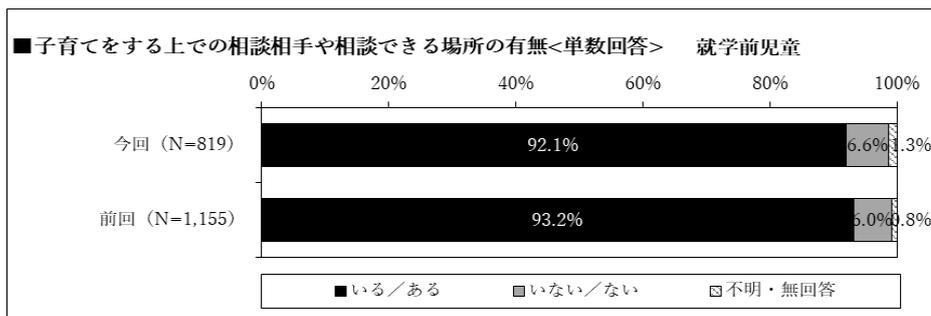
(2) 子育ての楽しさと負担感について

子育てに対する気持ちについては、『楽しい』（「とても楽しい」と「楽しい」の合計）が就学前児童・小学生児童ともに7割を超えており、前回の調査から1割以上増加しています。一方、『不安又は負担を感じる』（「少し不安又は負担を感じる」と「とても不安又は負担を感じる」の合計）は、就学前児童・小学生児童ともに1割強ありますが、前回の調査と比べると就学前児童では7.5ポイント、小学生児童では8.2ポイント減少しています。



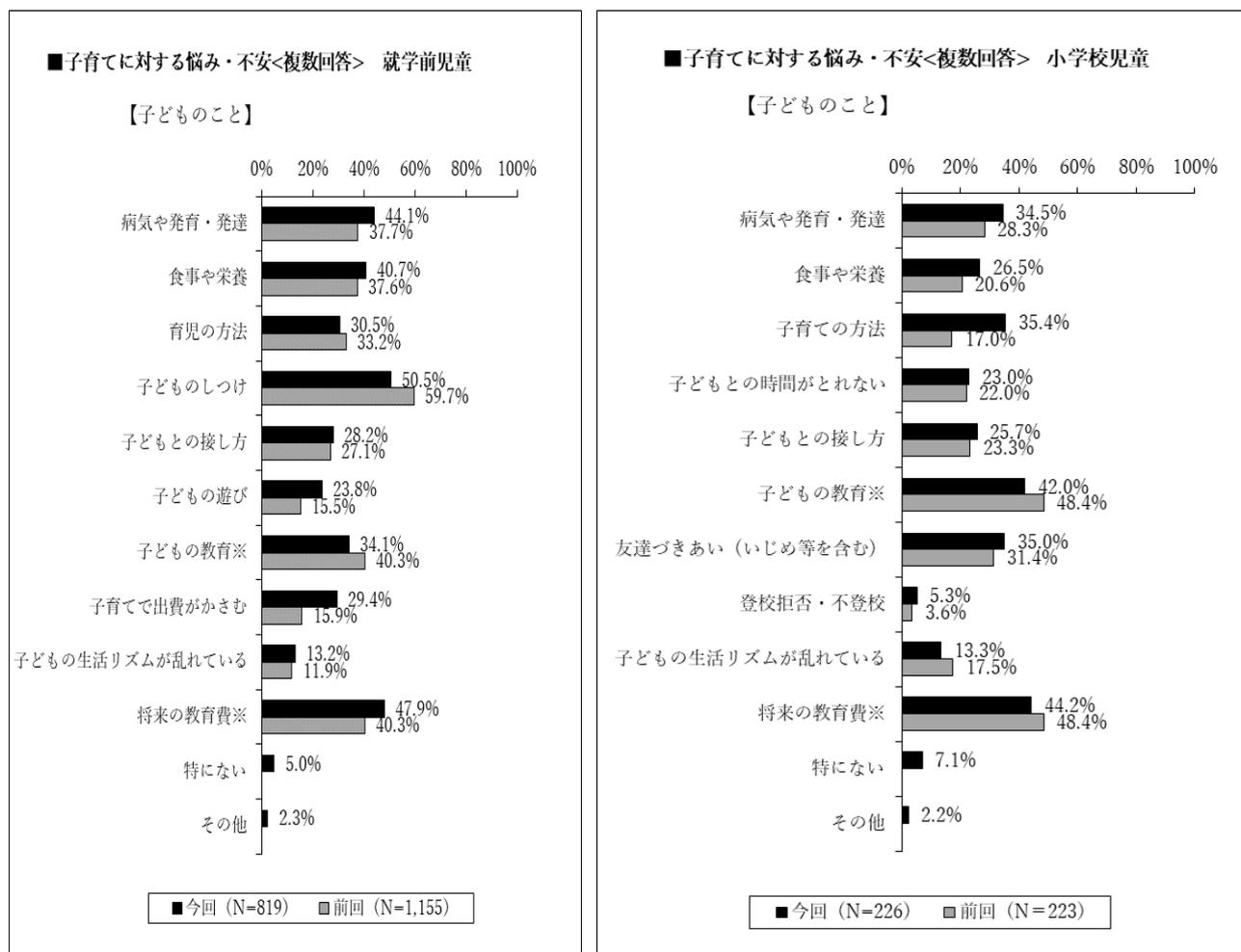
(3) 子育ての相談状況について

子育てをする上での相談相手（場所）の有無については、「いる／ある」が就学前児童で92.1%、小学生児童で85.9%となっています。一方、「いない／ない」が就学前児童で6.6%、小学生児童で12.8%と相談ができない状況にある家庭が一定数あり、また、小学生児童では前回の調査より2.5ポイント増えています。



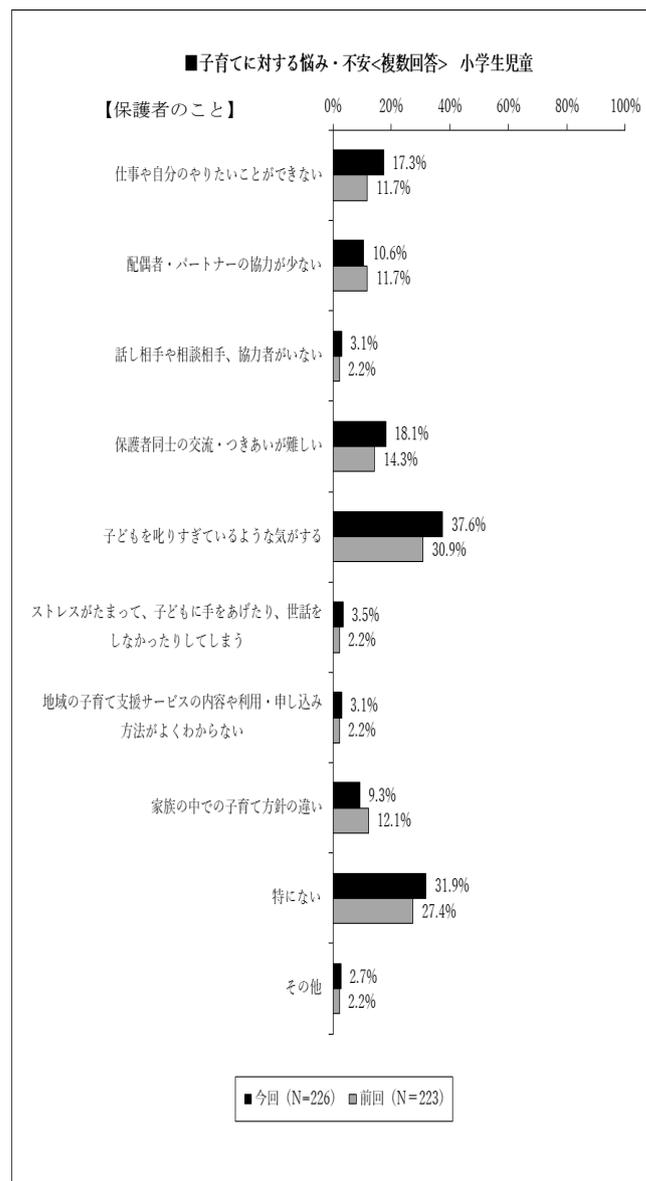
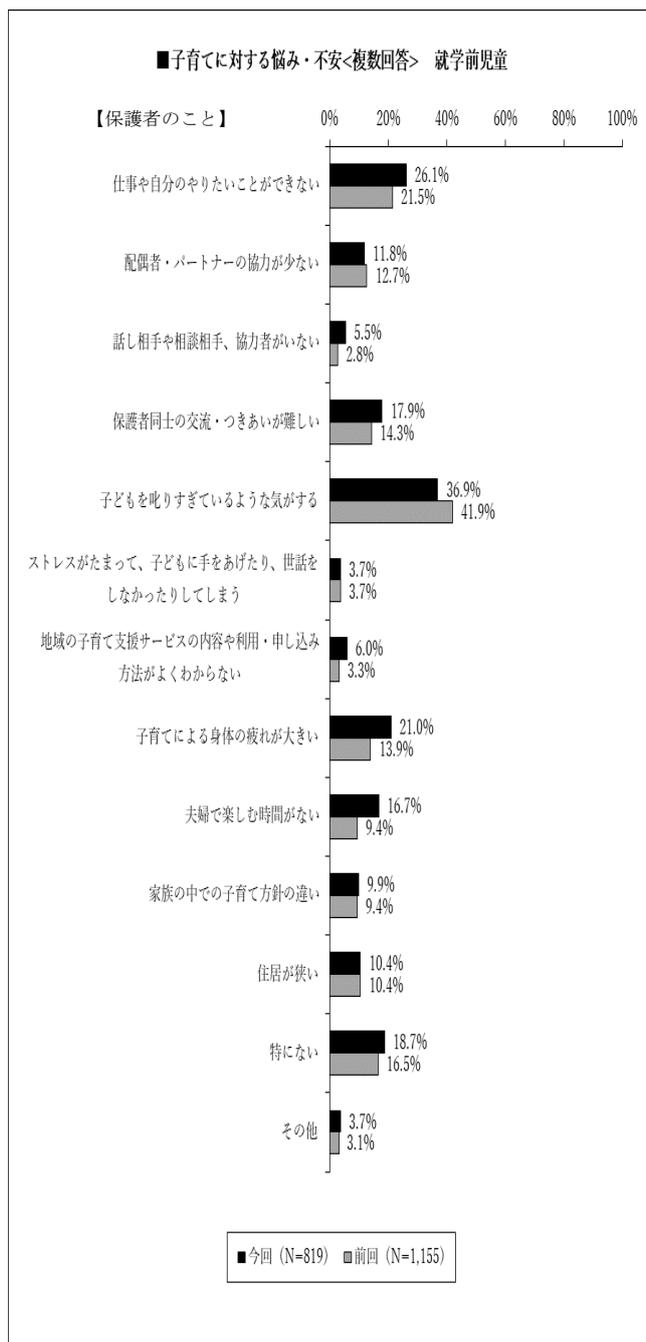
(4) 子育てに対する悩み・不安

子育てをする上での悩みや不安について『子どものこと』では、就学前児童で「子どものしつけ」が50.5%と最も高く、次いで「将来の教育費」が47.9%となっています。小学生児童では、「将来の教育費」が44.2%と最も高く、次いで「子どもの教育」が42.0%となっています。



※前回の調査の項目の「こどもの教育や将来の教育費」を、今回は、「こどもの教育」「将来の教育費」を別項目としました。そのため、前回の調査の結果には、それぞれの項目に「こどもの教育や将来の教育費」の数値を入れています。

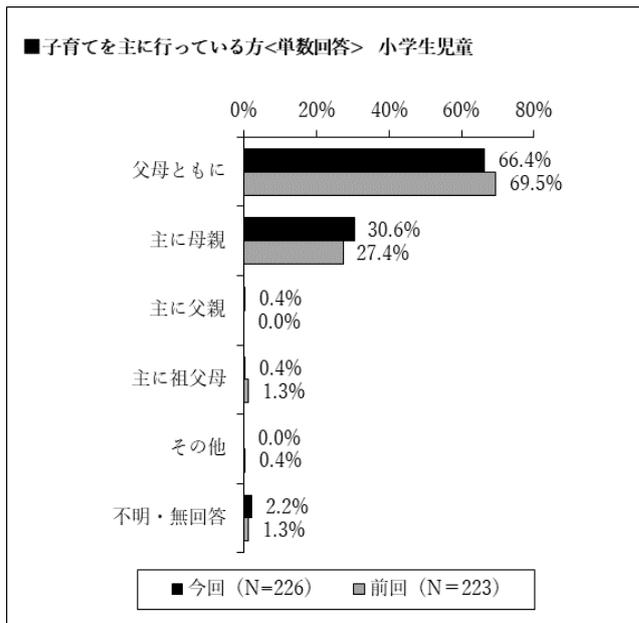
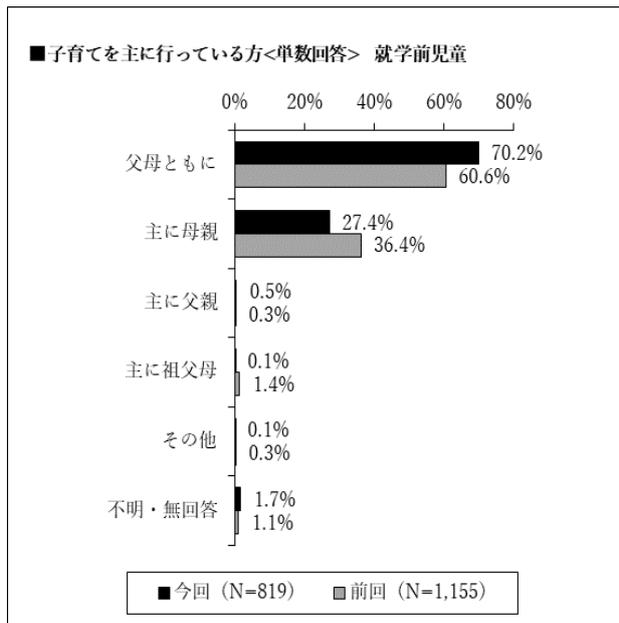
子育てをする上での悩みや不安について『保護者のこと』では、就学前児童で「子どもを叱りすぎているような気がする」が 36.9%で最も高く、次に「仕事や自分のやりたいことができない」が 26.1%で、前回調査と比べると 4.6 ポイント増加しています。小学生児童でも「子どもを叱りすぎているような気がする」が 37.6%と最も高く、前回調査と比べると 6.7 ポイント増加し、「仕事や自分のやりたいことができない」は 17.3%で、前回調査と比べると 5.6 ポイント増加しています。



* 「子育てによる身体の疲れが大きい」「夫婦で楽しむ時間がない」「住居が狭い」については、就学前児童のみの項目です。

(5) 子育ての状況について

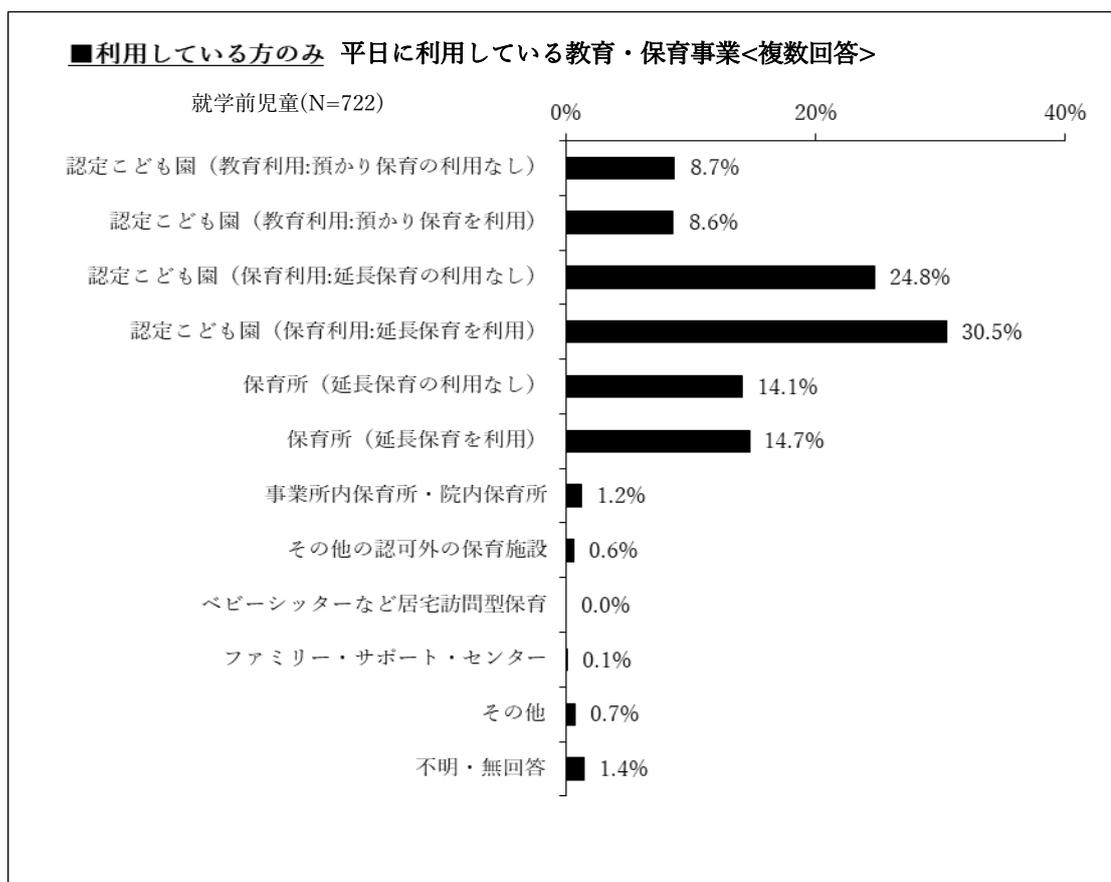
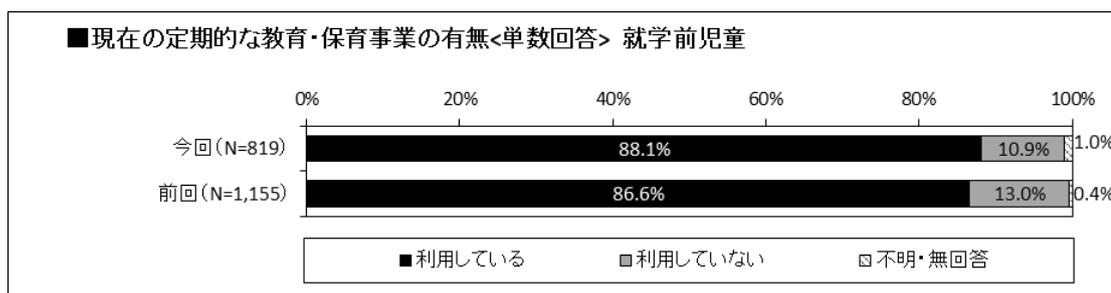
子育てを主に行っている方については、「父母ともに」が就学前児童で 70.2%、小学生児童で 66.4%と最も高く、就学前児童では、前回調査と比べおおよそ 10ポイント増加しています。次いで「主に母親」が就学前児童で 27.4%、小学生児童で 30.6%となっています。



(6) 教育・保育事業について

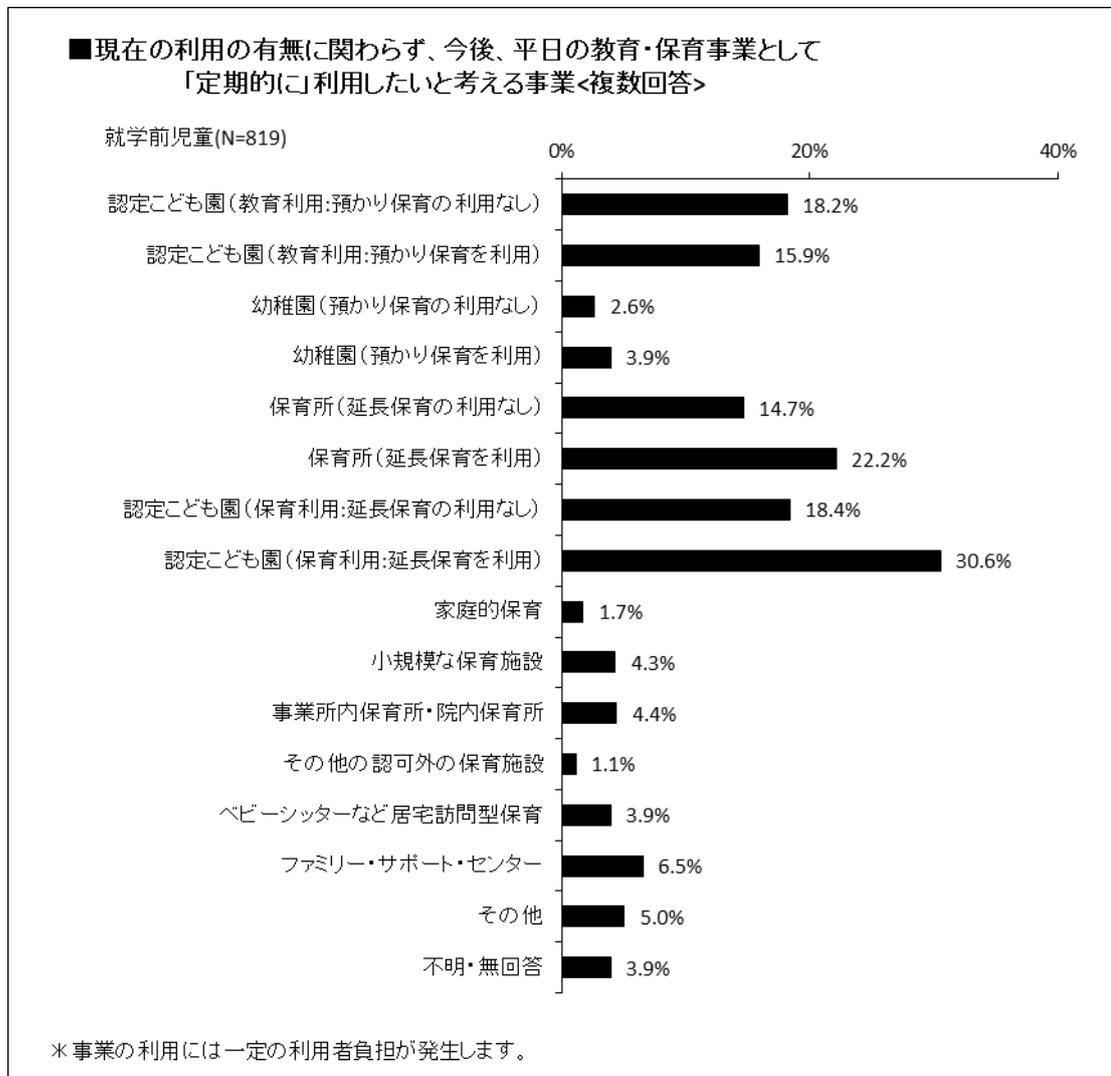
就学前児童で、現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無については、「利用している」が88.1%、「利用していない」が10.9%となっており、前回調査と比べて、2.1ポイント減少しています。

平日に利用している教育・保育事業については、「認定こども園（保育利用：延長保育を利用）」が30.5%と最も高く、次いで「認定こども園（保育利用：延長保育の利用なし）」が24.8%となっています。



前回の調査と今回の調査の選択項目が異なっており、比較ができないため、前回の調査結果は掲載していません。（幼稚園が認定こども園に移行したため）

就学前児童で、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業については、「認定こども園（保育利用：延長保育を利用）」が30.6%と最も高く、次いで「保育所（延長保育を利用）」が22.2%となっています。

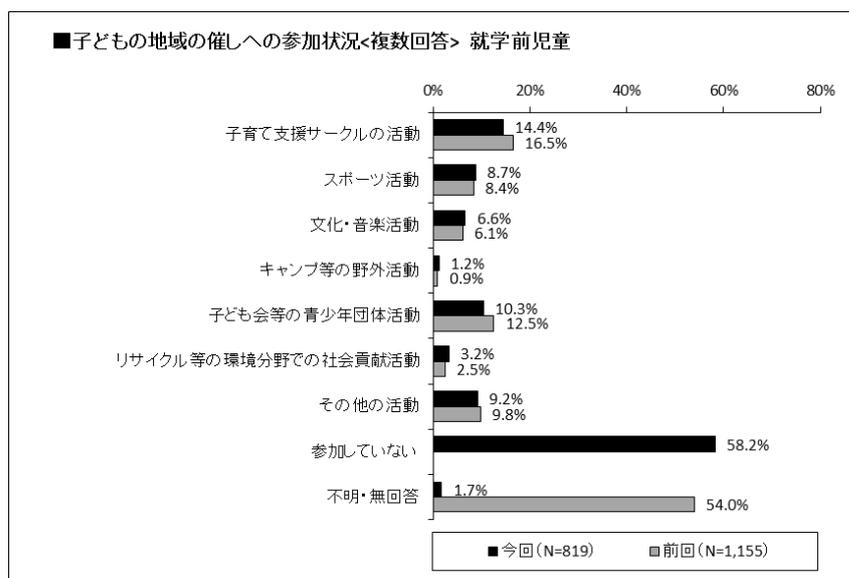
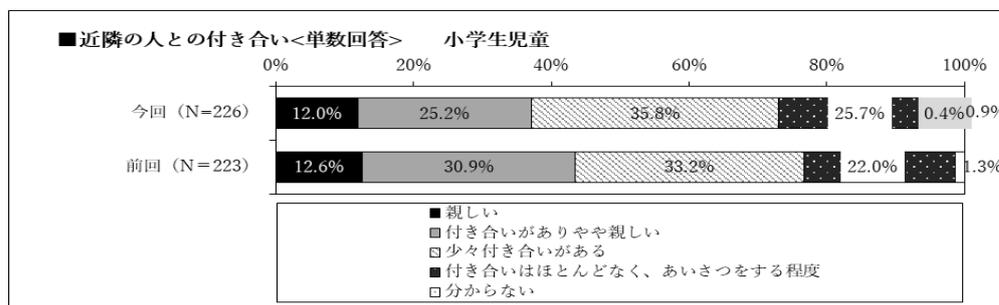
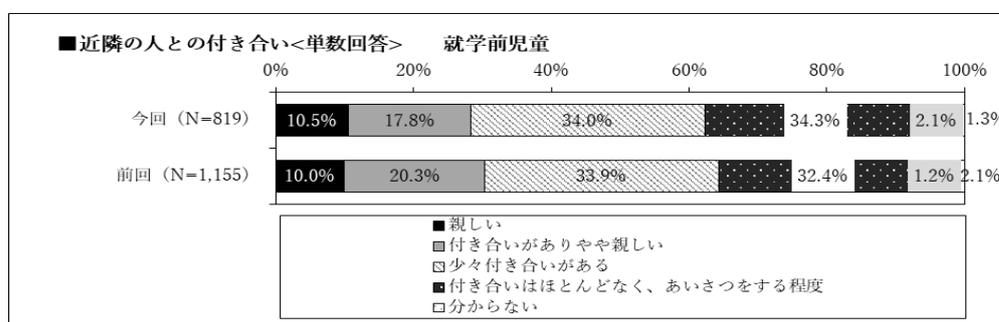


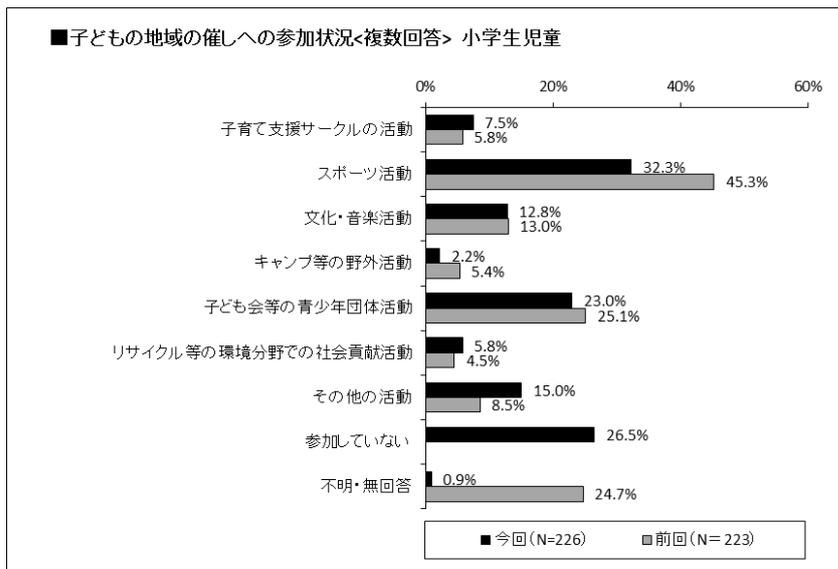
前回の調査と今回の調査の選択項目が異なっており、比較ができないため、前回の調査結果は掲載していません。
(幼稚園が認定こども園に移行したため)

(7) 地域における子育てについて

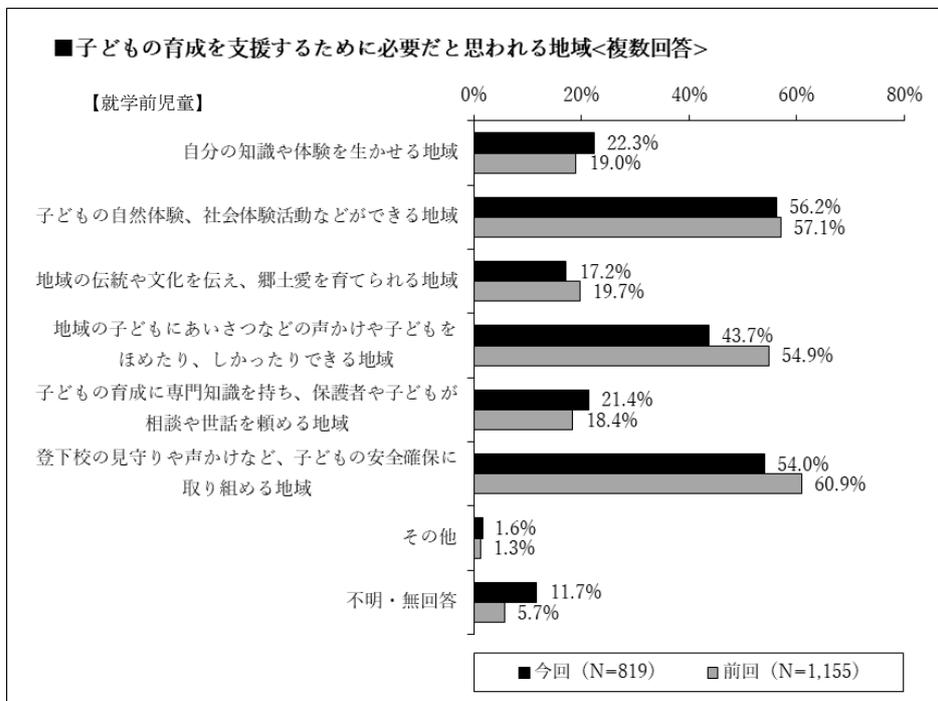
近所や地域の人々との付き合いについては、『親しい』（「親しい」と「付き合いがありやや親しい」の合計）では就学前児童で28.3%、小学生児童で37.2%となっています。小学生児童では、前回の調査と比べると6.3ポイント減少しています。

子どもの地域の催しへの参加状況については、就学前児童では、「参加していない」が58.2%と最も高く、次いで「子育て支援サークルの活動」が14.4%となっています。小学生児童では、「スポーツ活動」が32.3%と最も高い状況ですが、前回と比べると13ポイント減少しています。次いで「参加していない」が26.5%となっています。



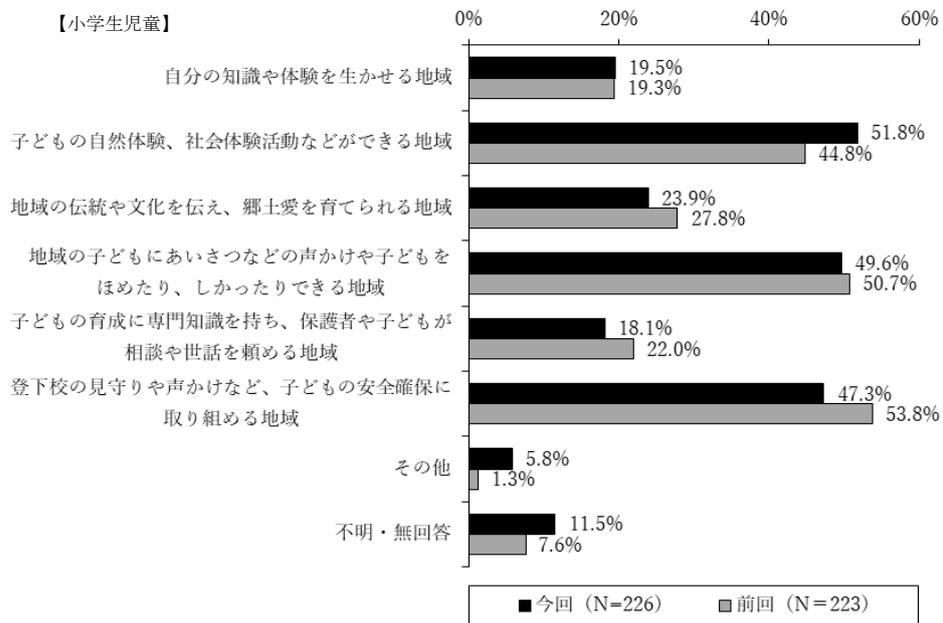


一方、子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域については、「子どもの自然体験、社会体験活動などができる地域」「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が就学前児童・小学生児童ともに高いことなどから、多くの子育て家庭が地域との関わりを望んでいることがうかがえます。



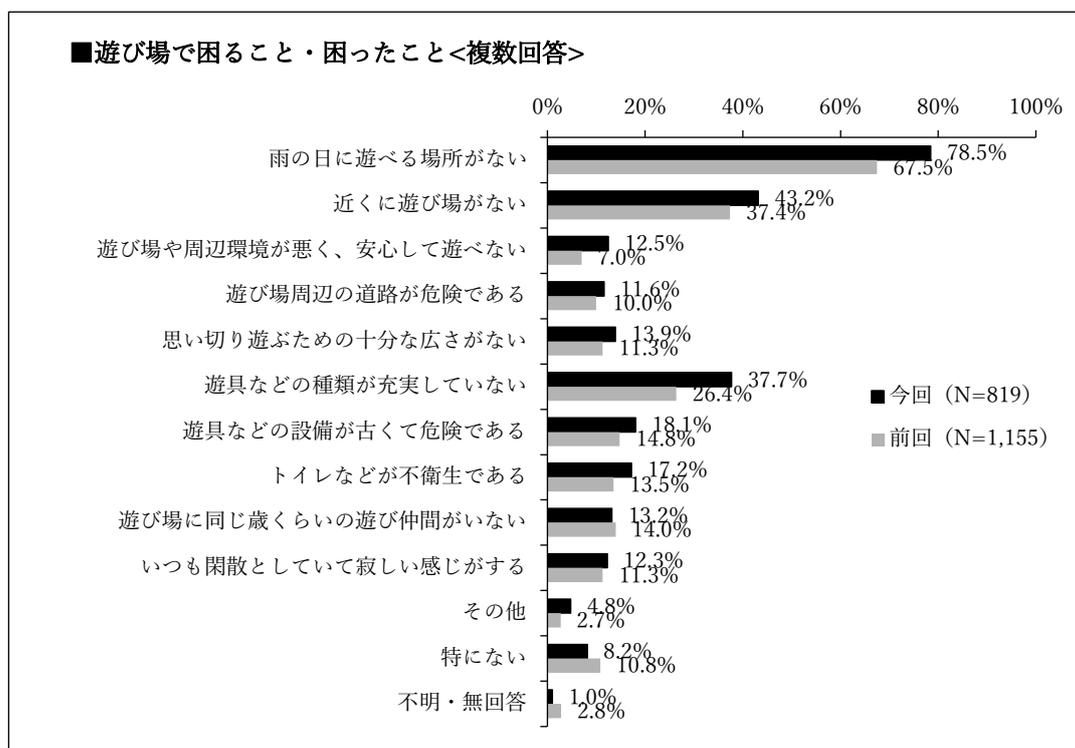
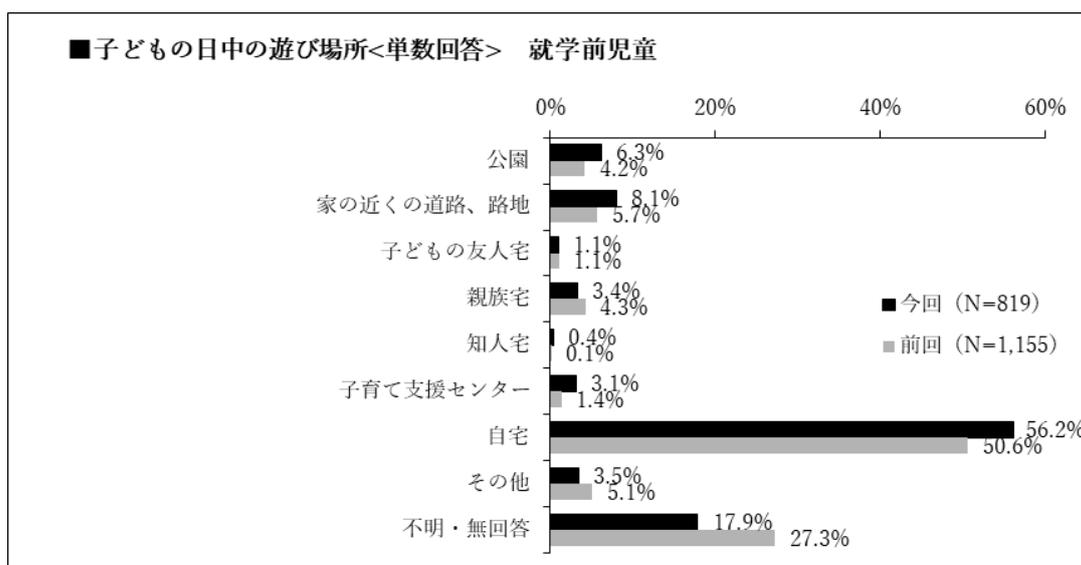
■子どもの育成を支援するために必要だと思われる地域<複数回答>

【小学生児童】



(8) 子どもの遊び場について

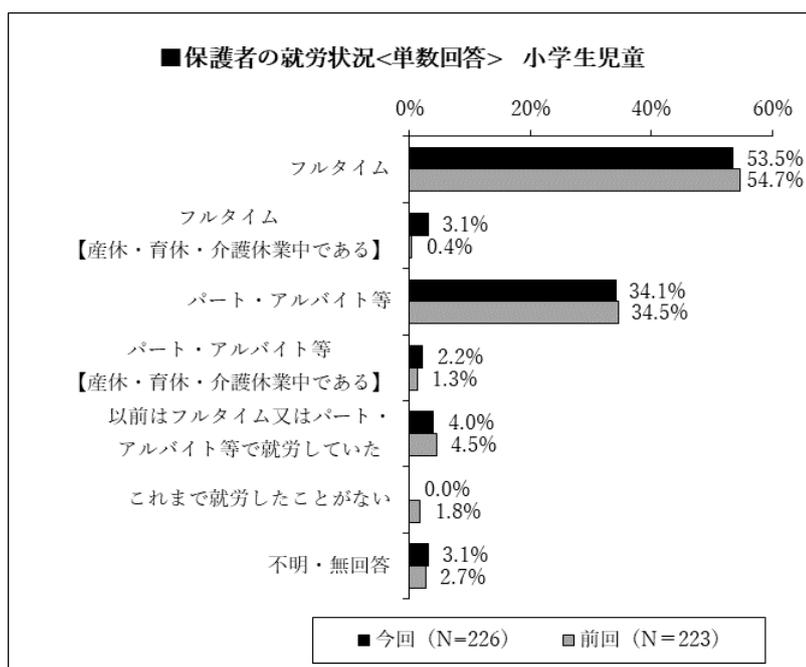
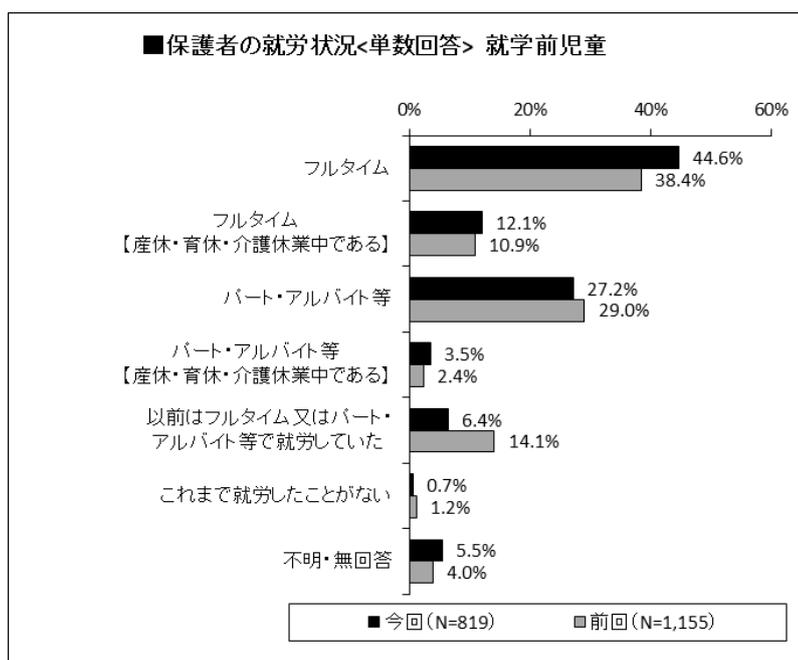
就学前児童で、子どもの日中の遊び場所については、「自宅」が56.2%と最も高くなっています。また、子どもの遊び場で困ること・困ったことについては、「雨の日に遊べる場所がない」が約8割と最も高く、前回調査より11ポイント増加しています。次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」等が高く、それぞれ前回の調査より5.8ポイント、11.3ポイント増加しています。



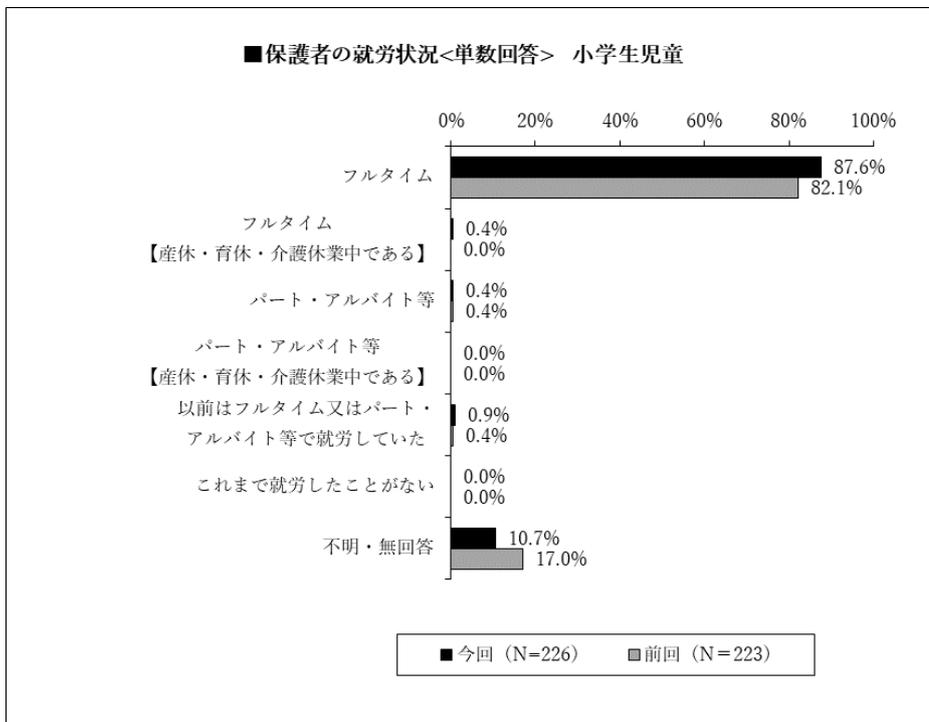
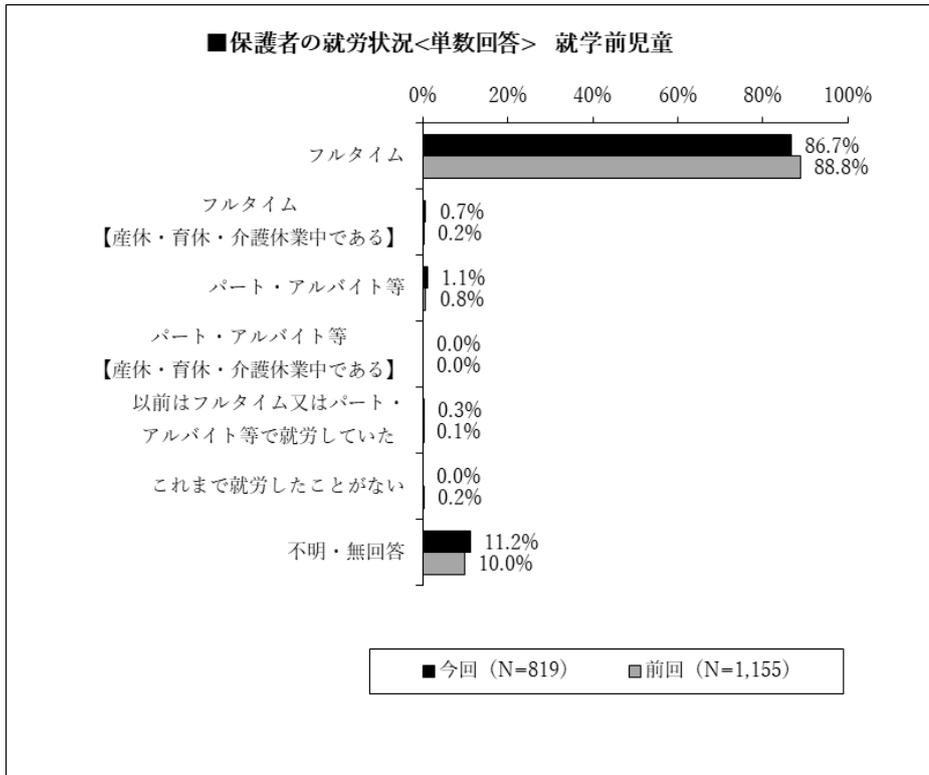
(9) 就労について

保護者の就労状況について、母親では「フルタイム」が就学前児童で 44.6%、小学生児童で 53.5%と最も高く、就学前児童では前回調査と比べて 6.2 ポイント増加しています。次いで「パート・アルバイト等」が就学前児童で 27.2%、小学生児童で 34.1%となっています。父親では「フルタイム」が就学前児童・小学生児童ともに8割以上と最も高くなっています。

【母親】



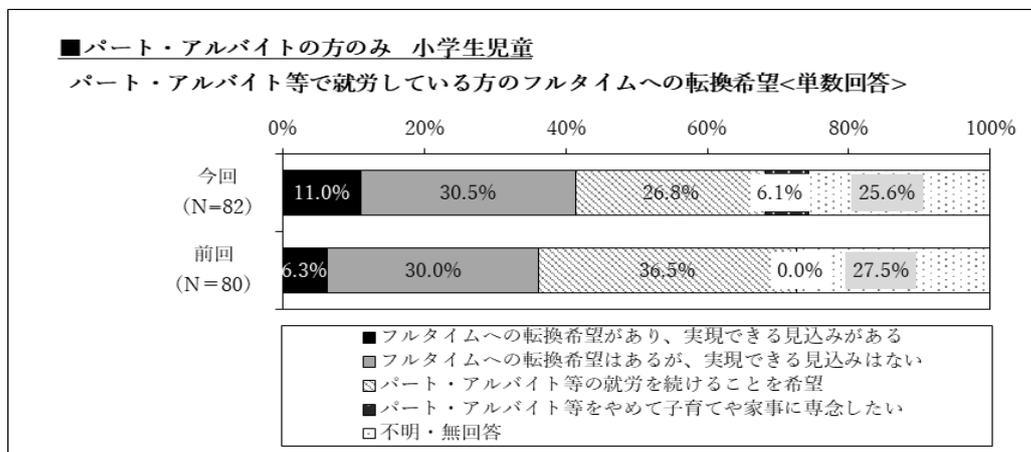
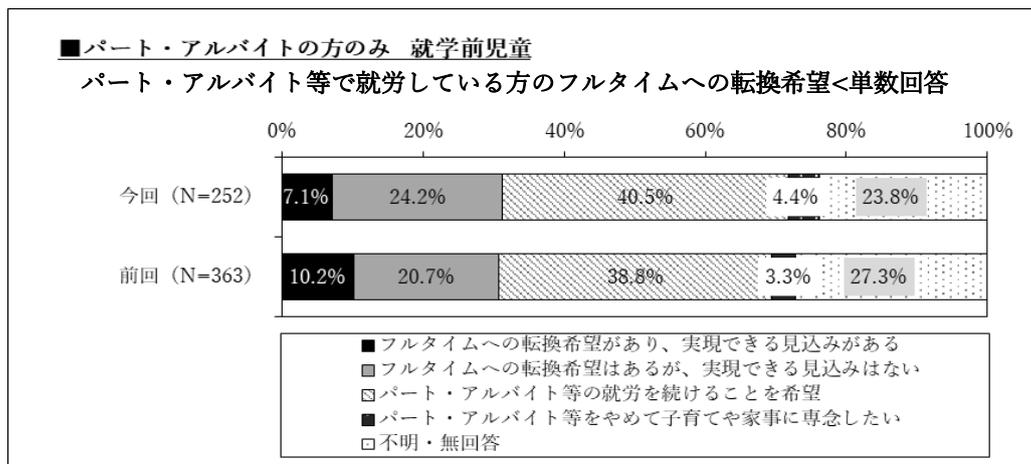
【父親】



*「フルタイム」は1週5日程度・1日8時間程度の就労、「パート・アルバイト等」はフルタイム以外の就労をさしています。

パート・アルバイト等で就労している方のフルタイムへの転換希望について、母親では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童で40.5%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.2%となっています。小学生児童では、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が30.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が26.8%となっており、前回調査と比べると、9.7ポイント減少しています。

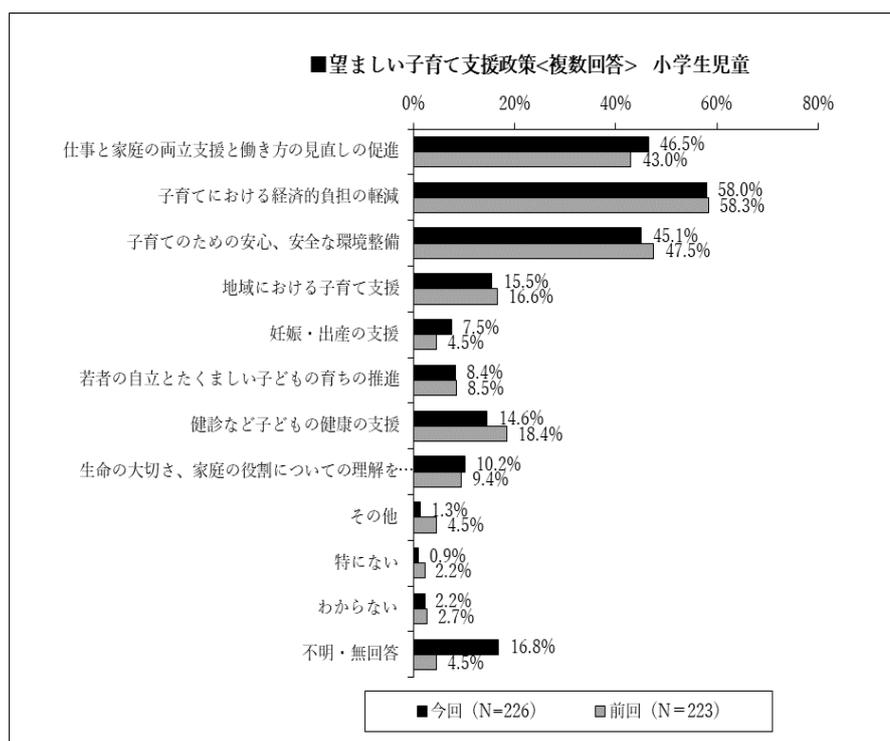
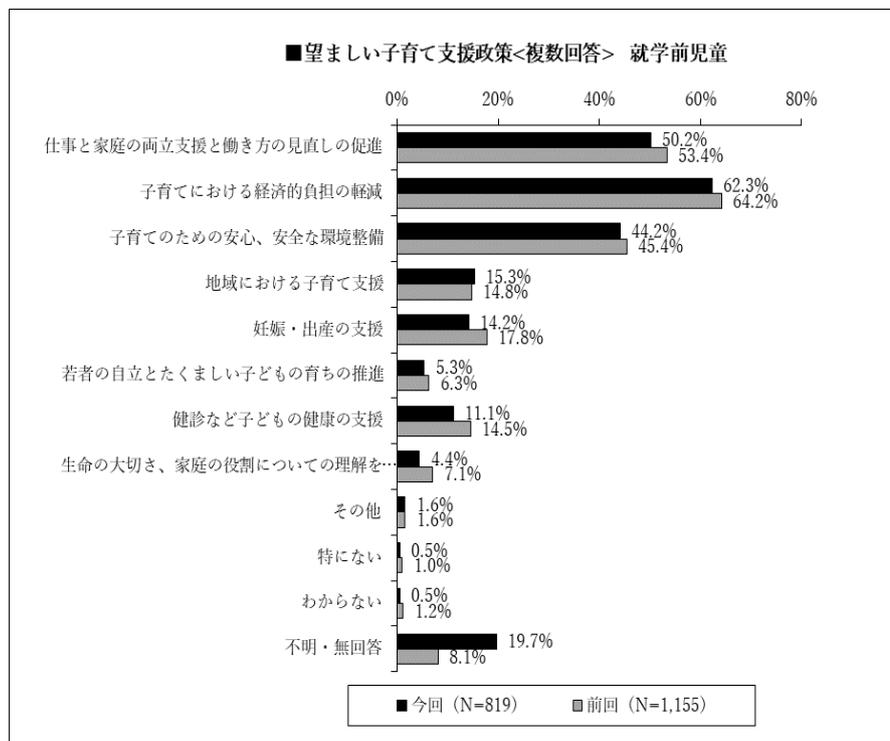
【母親】



※父親については、パート、アルバイトの方が少人数であり、統計上参考とし難いため、掲載はしていません。

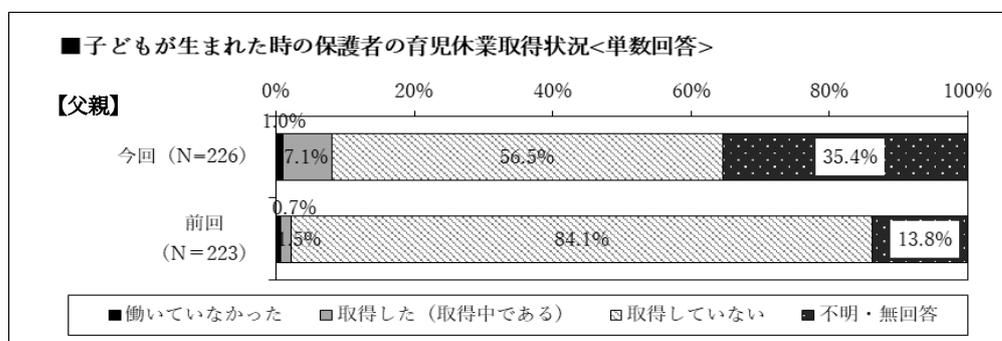
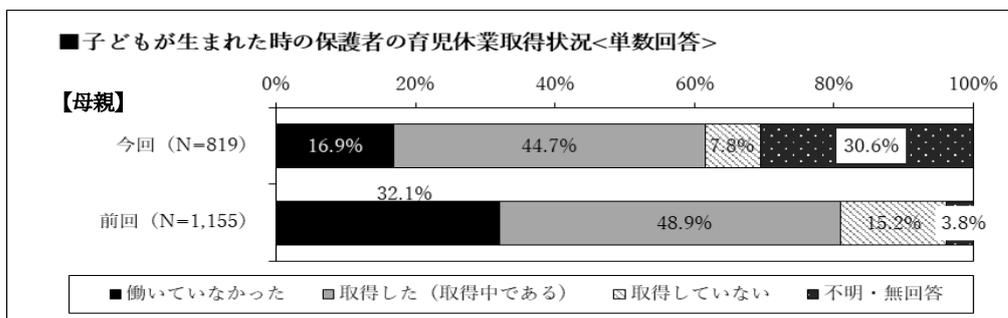
(10) 市の子育て支援政策について

望ましい子育て支援政策については、「子育てにおける経済的負担の軽減」が就学前児童・小学生児童ともに約6割と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」「子育てのための安心、安全な環境整備」等が高く、多様な政策が求められています。

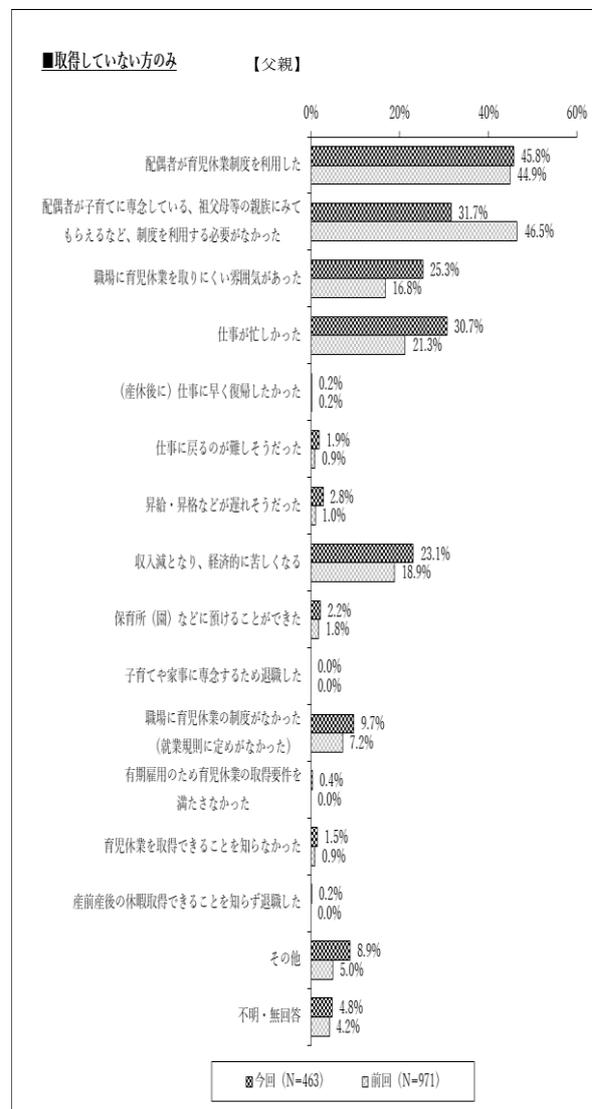
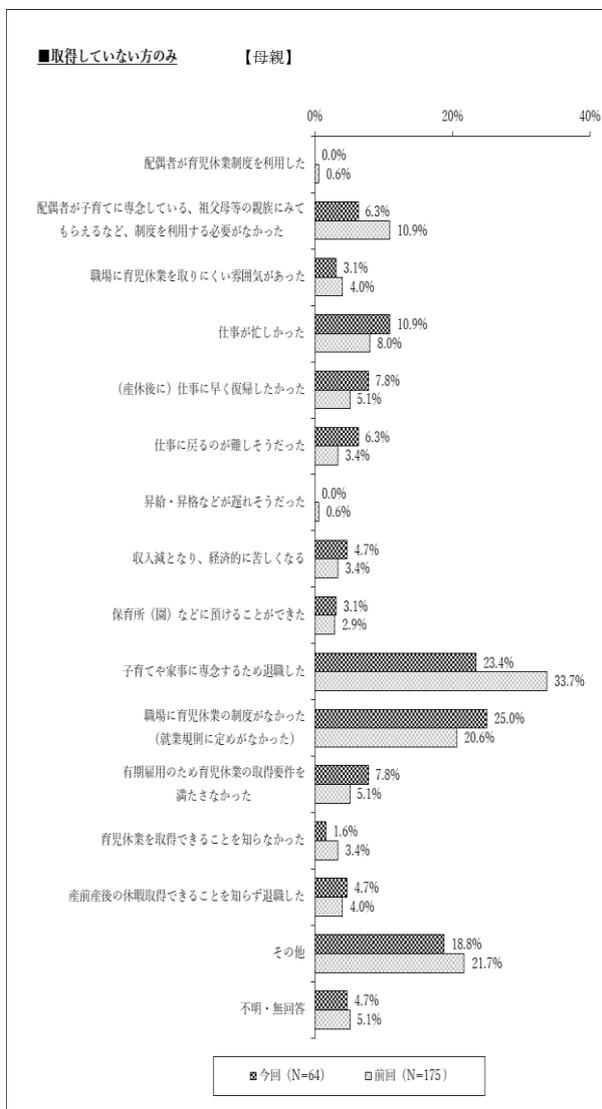


(11) 育児休業について

就学前児童で、子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況について、母親では「取得した」が44.7%、父親では「取得していない」が56.5%と、それぞれ最も高くなっています。前回調査と比べると、「取得した」が母親では4.2%減少し、父親では5.6ポイント増加しています。

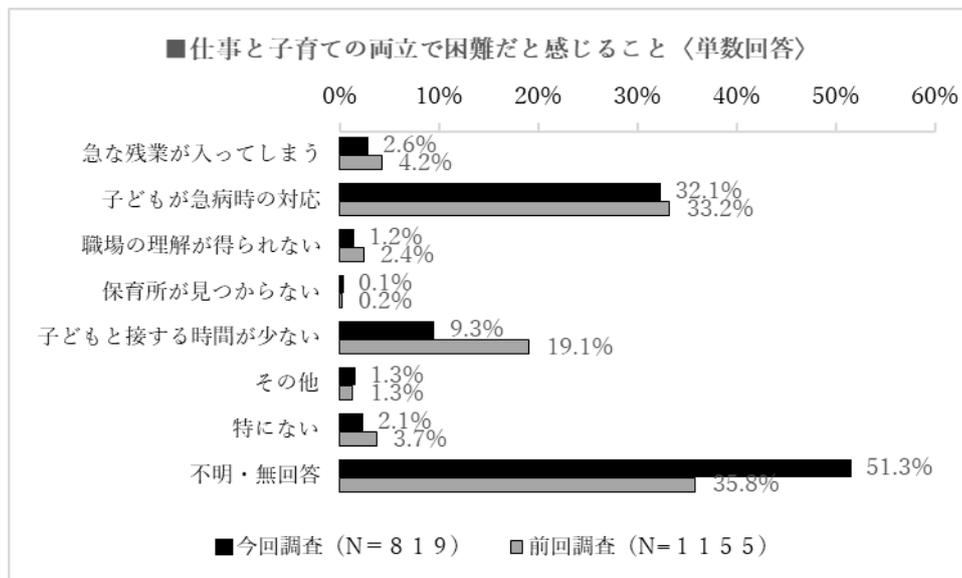


就学前児童で、育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が25.0%と最も高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が23.4%となっており、前回調査と比べると10.3ポイント減少しています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が45.8%と最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が31.7%となっており、前回調査と比べると14.8ポイント減少しています。また、「職場に育児休暇を取りにくい雰囲気があった」が25.3%、「仕事が忙しかった」が30.7%で、それぞれ前回調査と比べ8.5ポイント、9.4ポイント増加しています。



(12) 仕事と子育ての両立について

就学前児童で、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもが急病時の対応」が 32.1%と最も高くなっています。次いで「子どもと接する時間が少ない」が 9.3%で、前回調査と比べると 9.8 ポイント減少しています。



(13) ニーズ調査のまとめ

①すべての子育て家庭へのきめ細かな支援の充実

子育ては父母同居で、近くに祖父母等の親族が住んでいる家庭が多い一方、親族や知人の協力を得られにくい、また、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに何らかの不安や悩みを感じている家庭が少なからずある状況がうかがえます。

更に、社会環境の変化を背景に父母ともにフルタイムでの就業が多く、特に就学前児童のいる家庭において母親のフルタイム就労率が高くなっているなど、子育て家庭の価値観やライフスタイルは多様化しています。

すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、それぞれの子育て家庭のニーズに応じたきめ細かな支援が求められています。

②子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の充実

平日に利用している事業について、就学前世帯では認定こども園や保育所が多く、延長保育や土・日曜日の利用を望む声も多くあります。また、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター等）の利用を望む声も一定数あります。

小学生世帯では、自宅や習い事をして過ごす家庭が多い一方、放課後児童クラブを利用している家庭も多くあり、小学4年生以降の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用を望む声が多くなっています。放課後児童クラブに対しては、現状での運営を望む声が多いですが、利用時間の延長や指導内容の工夫、施設・設備の改善、また対象児童の条件緩和などの要望もあります。

教育・保育事業や子育て支援事業については、現在の利用状況だけでなく、今後の利用意向も踏まえたうえで、適正な量の見込みを行う必要があります。

③地域ぐるみの子育て支援の充実

近所や地域の人々との付き合いがある家庭は半数に減少し、あいさつや声かけ程度の付き合いしかしていない家庭が多くなっているほか、特に小学生の地域のスポーツ活動への参加など、地域の催しへの参加率が全体的に低くなっており、地域内での関わりが希薄になってきていることがうかがえます。

子どもの育成を支援するため、地域は子どもの安全確保に取り組める、あいさつなどの声かけや子どもをほめたりしかったりできる、自然体験や社会体験など様々な体験ができる重要な育ちの場であるため、地域で一体となった子育て環境づくりが求められています。

また、子どもが自分たちで遊びにいける公園や天候に左右されずに遊ぶことができる場所、遊具などの充実、衛生に配慮したトイレ、授乳スペースやオムツ交換台設置のニーズは高く、近くで快適に遊ぶことができる場所の充実が求められています。

④子育てと仕事の両立支援の充実

子育てにおける経済的な負担の軽減や子育てと仕事の両立支援・働き方の見直し促進に対する要望が多く、父母ともにフルタイムでの就業を望む家庭もあります。保護者の就労希望が実現されるよう、保護者の就労をサポートする子育て支援サービスを充実するとともに、父親の育児休業取得が進んでいるものの、父母ともに育児休暇取得の推進や職場復帰サポートなど働き方改革を一層推進し、子育てしながら働きやすい職場環境づくりが求められています。また、男女ともに子育てと仕事を両立するには、職場の理解や協力も不可欠といえます。

⑤満足度の更なる向上

本市における子育て環境や支援への満足度は比較的高い状況ですが、更なる満足度の向上については、子育てにおける経済的負担の軽減、医療体制の充実、子どもが遊ぶ公園等の充実を望む意見もあることから、全ての子育て世帯が本市での子育て環境に満足されるよう、環境改善や各種制度の充実が求められています。

6 成果及び課題

① 子育て支援事業の成果

平成 27 年度の子ども・子育て支援^{*}制度創設から、保護者等への就労支援や育児負担軽減のため保育所の入所要件の緩和を進め、令和元年度の3歳児以上の幼児教育・保育料無償化や、令和5年度から市独自施策として第3子以降の保育料原則無償化を実施するなど、子育て世帯の経済的負担を支援することで、保育の利用が増加しました。また、令和6年度には認可外保育施設の第3子以降の保育料の負担軽減を目的に、助成制度を開始しました。令和2年度には完全給食を実施し、主食（ご飯）持参の保護者負担を無くすとともに、令和4年度には使用済みオムツの園所処分を実施し、保護者負担の軽減を図りました。

多様化する保育ニーズに対応するため、「保育所再編等推進計画」に基づき、保育所、幼稚園の再編を行うとともに、幼保一体化の推進、幼保連携型認定こども園への移行によって、保護者の就労等、家庭の状況に関わらず質の高い教育・保育の提供を行う環境整備を進め、令和3年度に計画を完了しました。また、保育所の民営化を進め、休日保育や延長保育時間を拡大することができました。令和4年度には保育業務支援システムを導入し、保育業務の情報化・効率化を図るとともに、保護者への連絡をスマートフォン等へ行い、保護者サービスの向上を図ることができました。

質の高い教育・保育の提供のため、教育・保育従事者の幼児教育への研究会等への参加、園内研修や担任会、公開保育の実施など、認定こども園、保育所の職員の交流にも継続して取り組みました。

地域子育て支援センターでは、身近な拠点で子育て相談や子育て親子の交流ができるよう、市内8か所で開設をしています。より多くの方に利用してもらえるように、開放日を増やしたり、網野地域子育て支援センターでは土曜日も開所するなど、ニーズに合わせて見直し改善を行いました。

放課後児童クラブでは、社会環境の変化により利用者数が増加傾向にある中、新たにクラブを開設したり、クラス数や定員を見直すなど待機児童ゼロを継続し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援しました。

子育てに関する相談体制としては、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持したまま、令和6年度から「こども家庭センター」^{*}を設置しました。更に、ヤングケアラー^{*}コーディネーターを配置し、子育て支援のための相談支援体制の強化を図りました。

地域の子育て環境の整備として、令和3年度に「子育て環境支援設備整備事業補助金」制度を設け、市内の事業所等に対して授乳やおむつ替え等設備の整備に要する経費を助成しました。令和4年度からは「子育て応援プロジェクト補助金」とし

て制度を拡充し、子育て支援活動を行う団体等に対して活動していくための経費を助成しました。

② 子育て支援事業の課題

就学前教育・保育については、「京丹後市保育所再編等推進計画」及び「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、社会環境の変化及び多様なニーズ、低年齢児保育の利用増に対応してきました。今後、更に低年齢児保育の利用増や、保育ニーズの多様化が見込まれる中、保育士の確保が課題となっています。

延長保育事業は15か所で実施しており、保護者の状況やニーズに応じた柔軟な受け入れを図っています。休日保育事業は4か所で実施し、多様化するニーズに対応しています。

夜間保育事業やトワイライトステイは現在未実施となっていますが、保護者の状況やニーズに応じ、ショートステイ等他の事業と合わせて対応を図っています。ショートステイについては、今後もニーズがあることから緊急時に対応できる体制確保が必要です。

放課後児童クラブは11か所で実施しており、社会環境の変化により今後も多くのニーズが見込まれることから、指導員の確保及び施設の確保・整備が課題となっています。

病児・病後児保育事業は、現在は病後児保育のみ実施しておりますが、利用人数が少ないため、情報提供や周知が必要です。また、病児保育の実施について検討していきます。

一時預かり保育事業は10か所で実施しており、保護者のニーズがあることから、今後も提供体制を維持していくことが必要です。

ファミリー・サポート・センター事業については多くの利用はないものの、上記の事業では対応ができない細かなニーズに対応できる事業であるため、今後も援助会員の確保等、提供体制を維持していくことが必要です。

地域子育て支援センター事業は8か所で実施しており、親子の身近な居場所として重要度及び満足度の高い事業であることから、今後もより良い環境整備を進めていきます。

「こども家庭センター」※は、地域資源の把握や発掘・開拓を通じて子育て支援施策を拡充し、必要な支援につなげることが課題です。

③ その他事業の課題

子育てに関する情報提供については、「広報紙（広報きょうたんごやおしらせ版）」「子育て応援ハンドブック（キッズナビ）」や各種パンフレットを通じて行っています。また、市ホームページでは、子育てに関する情報を集約した「子育て応援サイト」を設けるとともに、市の公式LINEを開設し、ホームページに誘導することで

より積極的な情報発信を行っています。今後も、子育て世代のニーズに沿った、更にきめ細かでタイムリーな発信に努めていきます。

虐待やDV^{*}等の深刻な課題を抱える家庭の早期発見・早期対応については、要保護児童対策地域協議会^{*}や教育支援センター「麦わら」等の関係機関と連携した対応を図っています。虐待については、相談件数や地域からの通告も増加しており、今後も情報を共有し、関係機関が一丸となった取り組みが重要です。

第4章 施策の推進方向

1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり

(1) こどもまんなか社会の推進

①こどもまんなか社会の推進

こども基本法^{*}・こども大綱^{*}に基づき、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく制度やサービスを利用できるよう、地域社会など様々な場で、年齢、性別を問わず、すべての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった、社会全体の意識改革への取組を推進します。

②子どもの権利の尊重

本計画に掲げられる基本理念やすべての基本方針の根幹としているのは、子どもが安心して育つため、虐待、いじめ、犯罪、貧困などの子どもの権利の侵害から子どもを守り、子どもの最善の利益を考慮し、成長及び発達に応じた支援を行い、かけがえのない子ども一人ひとりの権利を保障していくことです。また、施策の推進にあたり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるために必要な措置をとります。

(2) 次代の親の育成

①小中高生の子育てに関する意識づくり

小中高生が、家庭の大切さや子どもを生み育てることの喜び、楽しさ、意義を知り、次代の親としての自覚と責任、社会性を育むため、認定こども園・保育所での乳幼児とのふれあい等の体験教育を実施します。

また、男女を問わず、将来の妊娠・出産や子育てのための健康教育を促す取組（プレコンセプションケア^{*}）が重要となっており、妊娠前からの望ましい食生活等、適切な健康管理に向けた取組を進めていきます。

②若者の就業支援

若者の非正規雇用等の増加による不安定な収入は、未婚化の大きな要因の一つと考えられており、経済的安定が結婚・子育ての重要な要素となっています。またニートや引きこもり等により、社会的及び経済的に自立できない状況もあることから、産業振興による雇用機会の創出をめざすとともに、地域若者サポートステーションや北京都ジョブパーク等の就労支援機関やハローワークとの連携を強化し、きめ細

かな就業相談や情報提供による若者の就業支援に取り組みます。

(3) 思春期の保健対策の充実

①学校保健の充実

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する正しい健全な意識づくりや、性感染症等の各種感染症の予防について正しい知識普及を図り、性教育を実施します。

また、喫煙や薬物等の有害性に関する知識普及等を図ります。

②子どもの相談支援体制の充実

いじめや不登校、心の問題について子どもや親が気軽に相談できるよう、スクールカウンセラーや心の教室相談員等の配置とともに教育相談の機会を増やし、相談支援体制の充実を図ります。

(4) 妊娠・出産・子育て期における母子保健対策の充実

①妊婦健康診査・産婦健康診査の実施

母体や胎児の健康確保を図り、安全な妊娠・出産を迎えるため、妊婦健康診査を行います。また、産後間もない時期の心身の健康状態を確認し、必要な支援につなげるための産婦健康診査を行います。妊婦健康診査、産婦健康診査の全員受診をめざし、母子健康手帳交付時の受診勧奨や費用助成を行います。

②訪問・相談事業の実施

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、母子の健康の保持増進を図ります。

妊娠期には、妊娠届出時に保健師等による面接を行い、個々の不安や悩み等に応じて助言や情報提供を行うとともに、状況に応じてサポートプランを作成し、継続した支援を実施します。妊娠8か月目には全員にアンケートを実施し、希望者や必要な方には来所や訪問での面談、電話等で相談に応じます。また、必要時、医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）を実施し、相談や助言・情報提供を行い、乳児家庭の孤立防止や保護者の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

更に、養育支援が必要な家庭に対し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う

養育支援訪問事業を実施します。

③産前産後サポート事業、産後ケア事業の実施

妊娠・出産・育児に関する不安を解消するとともに、子育ての孤立化を防ぐため、妊娠期の両親学級、マタニティクラス、子育て期の赤ちゃんサロン、パパ&ベビーサロンなどの産前産後サポート事業や産後ケア事業の充実を図るとともに、多様なニーズに応じた情報発信等に努めます。

④乳幼児健康診査の実施

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見・早期対応及び保護者の育児不安の解消と虐待防止を図るため、乳幼児健康診査を行います。健診後は、適切な医療機関等への受診勧奨や相談対応、関係機関との連携を行い、発達に応じたきめ細かな支援に努めます。健診未受診児については、関係機関が連携し状況の把握と適切な支援に努めます。

また、育児状況等の把握を行い、保護者が安心して健全な子育てができるよう、保健指導や子育て等に関する相談対応に努めます。

⑤う歯の予防

う歯予防については、妊娠中から普及啓発を行うとともに、乳児期以降学童期にわたりフッ化物を利用した歯質強化を図り、さらなるう歯保有率の低下をめざします。

⑥疾病等の予防と早期発見の促進

子どもの感染症の発生及びまん延を予防するための予防接種や、その他疾病に関する正しい知識の普及を図るために、対象家庭への広報活動を行います。

また、子どもたちの事故防止及び事故発見時の対応に関する知識について、地域全体への普及に努めます。

(5) 周産期・小児医療体制の充実

①周産期医療の充実

京丹後市立弥栄病院を周産期医療の拠点施設として、専門医の確保や医療機器の充実を図り、妊娠期から新生児期までの周産期における一貫性のある医療体制を確保します。また、周産期母子医療センター等への広域搬送を迅速かつ円滑に行う体制強化を図ります。

②小児医療の充実

市立病院において、医療機能の充実を図るとともに、地域の医療機関やその他の関係機関と連携を強化しながら小児医療体制の充実を図ります。

更に、かかりつけ医・歯科医の普及に向けた啓発を行うとともに、救急時の相談窓口や夜間・休日の応急診療について積極的な周知を図ります。

(6) 障害児等支援策の充実

①障害児福祉サービスの充実

認定こども園・保育所、学校ならびに障害福祉サービス提供事業所及び関係機関と連携をし、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくるとともに包括的な支援体制を進め、障害児福祉サービスの充実に努めます。

②障害児家庭への経済的支援

障害のある子どもを持つ家庭に対して、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び重度心身障害者医療費助成等、経済的な支援の充実と支援制度の周知を図ります。

③障害児の保育の充実

障害のある子どもが身近な場所で、一人ひとりの障害の状況に応じた適切な保育を受け入れられるよう、受け入れ体制の整備、保育士の専門性の向上及び保育内容の充実を図ります。

④特別支援教育の充実

特別支援教育と理解教育の充実、その土台となる特別支援教育に関する全教職員の資質・能力の向上を図る取組を一層推進します。

また、支援を要する子どもの個々の教育的ニーズに応じた具体的な指導・支援策を検討し、個々の自立と社会参加を見据えた自立活動を計画的に実施します。更に、教育相談を重視した就学相談や進路指導の充実に努めます。

⑤療育体制の充実

障害のある子どもが地域の中で健やかに育ち、また、親の不安や悩みの軽減及び解消を図るため、障害福祉サービス提供事業所と連携し、療育相談や機能訓練等、地域での障害児等支援の充実に努めます。

⑥発達障害児支援の充実

乳幼児期等において発達に応じた適切な支援が受けられるよう、乳幼児健診及び認定こども園・保育所の4歳児を対象としたスクリーニングを行い、発達に課題の

ある子どもの早期発見・早期支援及び前向きに子育てに向かえるよう保護者への支援に努めます。

発達支援相談室においても、子ども本人や家族等からの相談に応じ、自立及び社会参画のための助言指導や関係機関との連携など、切れ目のない支援の充実を図ります。

また、「発達支援ファイル（にじいろノート）」の周知及び効果的な活用を一層進め、支援を要する子ども個々の各発達段階における状況や願い、ニーズを家庭・在籍校園所・関係機関で整理・共有することで切れ目のない支援が実現できるようにします。

（7）食育の推進

①家庭における食育の推進

家庭で健全な食生活を営むことができるよう、乳幼児健診や離乳食教室における指導及び相談、地域子育て支援センターでの講話、相談事業等により、保護者に対して食に関する正しい知識を普及し、家庭での食育を支援します。

②認定こども園・保育所、学校における食育の推進

子ども自身が「食」についての理解を深め、自ら実践できるよう、「食育月間」及び「食育の日」を普及・啓発するとともに、幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を行います。また、給食の食材における地産地消を進めます。

2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり

(1) 家庭と地域の教育力の向上

①家庭の教育力の向上

次代を担う子どもが自立し心豊かに成長するため、すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、身近な地域における子育てに関する学習や交流機会及び情報提供の充実を図るとともに、親子のふれあいを大切にした活動を実施します。

②地域の教育力の向上

学校と地域の連携により、地域を拠点とした体験活動や文化・スポーツ活動等、身近な場での活動と交流機会を拡充します。

地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、パンフレットやインターネット、講演会等、あらゆる媒体や機会を活用し、子育て家庭の状況や子育て支援に関する取り組み及び制度について積極的に情報発信するなど、意識啓発に取り組みます。

③子育て支援のネットワークづくり

地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、各種団体が集まり、情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりに努めます。

(2) 子育てに関する相談体制の整備・充実

①訪問、相談事業の推進【再掲】

保健師等が妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠や子育て等の悩みや不安の相談に応じることで、疾病予防や母子の健康の保持増進を図ります。

妊娠期には、妊娠届出時に保健師等による面接を行い、個々の不安や悩み等に応じて助言や情報提供を行うとともに、必要時、医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、相談や助言、情報提供を行う乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を継続し、乳児家庭の孤立防止や保護者の心のケア、乳児の健全な育成環境の確保を図るとともに、子育て家庭とのつながりを深める契機とします。

更に、養育支援が必要な家庭に対し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う

養育支援訪問事業を実施します。

②子育てに関する相談体制の充実

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」*を設置し、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を図ります。

また、各地域の地域子育て支援センターをはじめ、子育てサポートセンター、児童家庭センター、保健所等の様々な関係機関との連携をより一層強化し、身近な地域で気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

加えて、様々な相談に対応するため、「こども家庭センター」*等に専門的な相談員を配置し、相談体制や指導内容の充実を図ります。

③女性専門の相談事業の推進

女性が安心して生活できる地域づくりをめざして、仕事、夫婦、家庭、子育て、健康、セクハラ、DV*等に対する不安や負担の軽減を図るため、専門のカウンセラーが相談に応じる女性専門の相談事業を継続するとともに、それら相談窓口の周知を図ります。

(3) 子育てに関する情報提供の推進

①子育てに関する情報提供・情報発信の強化

子育て家庭を対象とした、各種予防接種、子育て支援事業や制度の紹介及び情報提供を積極的に図るとともに、情報誌やパンフレット、市公式 LINE、ホームページ「子育て応援サイト」等の様々な媒体、子育ての事業やサークル活動、講演会等の様々な機会を活用し、積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

また、必要な人に必要な情報を届けるための仕組みづくりについても検討し、子育てに関する情報提供・情報発信を強化します。

②子育てに関する各種行政手続きの効率化等の推進

国が地方行政のデジタル化を推進する中、子育てに関する各種行政手続きにおいて、デジタル化による利便性の向上を図るほか、既存の手続き内容の見直しを行うなど、行政手続きの効率化による負担軽減に取り組みます。

(4) ひとり親家庭等の自立支援

①ひとり親家庭の自立に向けた支援事業の推進

ひとり親が就業による自立を目指せるよう、就業に結びつきやすい資格取得のための受講期間中の経済的支援等を行います。

②ひとり親家庭の保育サービスの優先利用の推進

ひとり親家庭が安心して働き、自立した生活を送ることができるよう、認定こども園、保育所や放課後児童クラブ等、各種保育サービスの優先利用を推進します。

(5) 子育て家庭等の経済的負担の軽減

①子育て支援サービスの負担の軽減

子ども・子育て支援法の一部改正により、令和元年10月より3歳児以降の幼児教育・保育料の無償化が実施されました。本市でも独自に第3子以降の保育料原則無償化や、認可外保育施設の第3子以降の保育料助成制度、小中学校では給食費の保護者負担額を200円に統一して給食を実施しています。これらの制度以外の実費負担についても、更なる子育て家庭の経済的負担の軽減となるよう支援内容の検討を行います。

②生活支援事業の推進

子育て家庭等の経済的負担の軽減のため、妊娠や出産、子育て等にかかる費用の助成等を行います。

③医療費補助事業等の推進

子どもの健やかな育成のため、こども医療費の助成や不妊・不育症治療への給付、未熟児養育医療等の医療費補助を行います。

④就学等の支援事業の推進

子どもの就学支援のため、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学等の支援事業の周知を徹底するとともに、必要な経済的援助を行います。

⑤妊娠期からの経済的支援

妊娠期からの経済的支援を行う観点から、妊婦のための支給給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせた伴走型の支援を行います。

⑥国や京都府の動向を踏まえた経済的支援の検討

子育てに対する経済的支援を望む声が増加する中、国や府の動向を踏まえ、優先度や取り組みの効果等を考慮したうえで、可能な経済的支援について検討します。

(6) 児童虐待防止対策の充実

①児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応

「こども家庭センター」*の設置に伴い、児童福祉と母子保健が連携しながら、妊娠期から18歳までの児童に対する児童虐待の未然防止及び早期対応を一体的に切れ目なく行います。

また、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を含む訪問・相談事業等の母子保健活動をはじめ、地域の医療機関や関係機関等との連携を通して、妊娠・出産・子育て期に支援を必要とする家庭の早期把握・早期対応に努めます。

加えて、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」が作成されたことを受け、認定こども園・保育所、学校等で子どもたちに関わる日常業務の中でも、児童虐待の発生予防及び早期発見等に取り組むとともに、主任児童委員や児童委員による地域における相談・見守り活動の充実を図ります。

②関係機関等との連携強化

地域全体で子どもを守る支援体制づくりのため、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、児童委員、警察署、消防署及び医師会等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会*において、定期的な情報交換や事例把握はもとより、個別の要保護児童に対する具体的な支援内容の検討を行います。

(7) ヤングケアラー支援体制の強化

ヤングケアラー*支援体制を強化するため、「こども家庭センター」*にヤングケアラー*・コーディネーターを配置し、市内の小中学校の児童生徒の実態調査、学校調査等を行い実態把握に努めます。調査の結果、支援が必要と思われる児童生徒については、教育委員会、学校、関係機関等と連携しながら必要な支援につながるよう取り組みを行います。

3 男女が共に子育てと仕事を両立できるまちづくり

(1) ワークライフバランスの実現のための働き方の見直し

①企業や職場の理解・協力の促進

母親が安心して働くことができる職場環境づくり、父親の積極的な子育て参画を進めるため、育児休業制度の利用促進や長時間労働の抑制等について、事業主や企業への啓発とともに協力の働きかけを行います。

また、ワークライフバランスの実現や一般事業主行動計画の策定に関して、事業主や就業者等への広報・啓発に取り組みます。

②子育てをしながらの就労や女性の再就職の支援

結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、地域若者サポートステーションや東京都ジョブパーク等の就労支援機関やハローワークと連携のもと、子ども・子育て支援^{*}の側面からサポートしていきます。

(2) 男女共同参画の子育て環境づくり

①男女共同参画社会の実現

男女が共に子育てや家事と仕事を両立し、支え合うことができるよう「第二次京丹後市男女共同参画計画デュエットプランⅡ」(平成28年3月策定)に基づき、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供に取り組みます。

②家庭内での家事・育児分担の促進

男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をともに担うという意識の醸成を図り、夫婦それぞれのワークライフバランスを考えるきっかけになる啓発活動を推進します。

また、母子保健事業の中で、夫婦で協力して子育てをすることの重要性を知り、父親も主体的に子育てに関わろうとする意識を高める取組を進めます。

4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり

(1) 遊びの場・交流の場づくり

①遊びと異世代交流の推進

年齢の異なる子ども同士の交流や、親同士の交流の場として、雨や雪の日でも親子で気軽に利用できる、屋内遊び場や交流の場の在り方について検討し、整備を進めます。

地域住民との交流を通して、子どもたちが社会性を身に付けられるよう、公民館等で実施している子どもを対象とした各種取り組みを効果的に展開するとともに、地域の子ども会活動等への参加を促進します。

また、子どもたちが協調性や思いやりの心を育むことができるよう、地域の特性を活かしつつ、地域活動や伝統行事への参加等の体験を通し、様々な世代の地域住民とふれあう機会を提供します。

②社会教育施設（公民館、図書館等）や公園等の整備

子どもたちが自由に交流できるよう、図書館や公民館の子どもコーナー等の充実に努めます。

また、子どもたちが安全に遊ぶことができるよう、公園等の遊具の安全面について適正な管理を行います。

③学校施設開放の推進

子どもたちの遊び場や居場所を確保するため、身近な施設である学校の校庭を開放施設として提供するとともに、施設面について適正な管理を行います。

④「放課後児童対策パッケージ」に基づく取り組み

父母共に働いている家庭等の「小1」の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、放課後児童クラブの充実に努めるとともに、放課後子ども教室は放課後児童クラブと一体的運営または連携ができるよう実施します。

(2) 安心して子育てができる生活環境の整備

①道路・公共施設等のバリアフリー*化の促進

子どもや妊産婦、子ども連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー*化を促進します。また、

公共施設等においては、トイレ内のベビーシート、授乳室等子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

(3) 子どもたちを犯罪・事故等から守るための活動の推進

①地域における防犯意識の向上

「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域社会における市民、事業者及びボランティア団体との連携により、防犯教育や犯罪被害防止のための情報提供並びに啓発活動を行い、地域の防犯意識の周知を図ります。また、防犯の基本となる地域住民の連帯感や支え合いの意識を高めるため、あいさつ運動や声かけ等を促進します。

②地域における防犯活動の推進

地域団体や関係機関と連携・協力し、犯罪等に関する情報共有を図るとともに、自主防犯パトロールや立ち番による見守り活動等の防犯活動を展開します。また、小学校に配置した車両（にこにこカー）や市役所及び各種団体の青色パトロール車によるパトロールを行います。

③防犯環境の整備

安心・安全なまちづくりを推進するため、市内各所に防犯灯を設置するとともに、子どもたちの緊急避難所となる「こども 110 番の家」の拡大を図るため、協力者への依頼を地域と一緒に進めます。また、各地域で進めている防犯地域拠点づくりについて、各種団体間の情報交換、情報共有及びネットワーク化を強化します。

④交通安全対策の推進

子どもたちを交通事故から守るため、「第5次京丹後市交通安全計画」（令和4年12月策定）に基づき、国や府、京丹後市笑顔あふれる安全・安心まちづくり推進委員会等との連携のもと、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底等の施策を進めます。また、市交通安全指導員による子どもや子育て世代を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。更に、チャイルドシートの正しい利用の徹底を図るための啓発を推進するとともに、自転車の安全利用に関する取り組み等を積極的に展開します。

⑤通学路の安全対策

児童生徒の登下校中の安全を確保するため、「京丹後市通学路等交通安全プログラム」に基づき、通学路の合同点検や安全対策等の取り組みを京丹後市通学路等安全推進会議と連携のもと進めます。

5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

【教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容】

(1) 就学前教育・保育の環境整備

①教育・保育の環境整備及び運営体制の検討

「京丹後市保育所再編等推進計画」（平成23年3月策定）及び「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」（平成29年3月策定）に基づき、幼稚園・保育所の再編等を行い、認定こども園を整備してきました。「保育所再編等推進計画」は令和3年度で完了しましたが、社会環境の変化や少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所について、統廃合等を検討していきます。

②すべての職員の資質向上

全市的に質の高い教育・保育を提供するため、保育士や教員等の安定的な確保に努めるとともに、認定こども園・保育所全職員を対象とした研修の充実を図ります。

職員自身の自主的な資質向上を促すため、公開保育や職員の交流機会の充実を図ります。

また、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることが求められることから、保育教諭の確保を図るため、片方の免許・資格のみを有している職員の併有の促進に取り組みます。

③認定こども園・保育所の運営評価体制づくり

信頼される認定こども園・保育所づくりのため、自己評価を実施していくとともに、評価結果を「こども未来まちづくり審議会」等へ報告し、市民への情報公開に努めます。

④外国籍等の子育て家庭への支援・配慮

国際化の進展等に伴い増加傾向にある外国籍等の幼児及び保護者に対応するため、英語等が話せる加配職員の確保や通訳機の配備等を行うことにより、円滑な教育・保育に努めるほか、保護者とのコミュニケーションの充実を図り、丁寧な相談対応及び情報提供に取り組みます。

(2) 子育て支援体制の充実

①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

「こども家庭センター」*を設置したことにより、すべての子どもと家庭に対して虐待予防対応から個々の家庭に応じた継続的な相談や支援まで切れ目なく対応します。地域資源の把握や発掘・開拓を通じて子育て支援施策を拡充し、支援が必要な家庭に支援を行えるよう検討します。

②地域子育て支援センターにおける子育て支援体制の充実

親子や子育てサークルが気軽に集い活動できる場の提供や、子育て相談及び子育てに関する情報提供が受けられるよう、地域子育て支援センターの充実を図ります。

また、子育て支援を担う人材の育成や地域での子育て世代の交流の場づくりを進めるため、地域の子育てサークルやボランティア活動を支援します。

更に、家庭の教育力を高めるため、保育士、保健師及び栄養士等による育児教室や育児学習の実施充実に努め、子育て経験の浅い親への子どもとの遊び方や学習の指導等を行います。

③多様なニーズに応じた地域子育て支援事業の充実

多様化する教育・保育ニーズに対応するため、認定こども園・保育所の運営委託等の動向を踏まえながら、延長保育、土曜・休日保育及び病児・病後児保育等、様々なサービスの充実に努めます。

また、地域子育て支援センターについては、保護者のニーズに応じて改善、見直し等を検討します。

④地域に開かれた認定こども園・保育所づくり

認定こども園・保育所の行事に地域住民の参加を呼びかけるとともに、地域の行事に園児が参加するなど、認定こども園・保育所と地域との交流活動を行います。

(3) 認定こども園・保育所からの保幼小中一貫教育の推進

①認定こども園・保育所及び小学校の連携体制の整備

子どもの健やかで一貫性のある指導を確保するため、認定こども園・保育所及び小学校の円滑な接続のための5歳児の「アプローチ・プログラム」1年生の「スタート・カリキュラム」を活用し、すべての認定こども園・保育所、小学校で実施します。

また、幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、幼児と児童の交流機会づくりや、小学校との合同研修の実施、職員同士の交流、情報交換等、認定こども園・

保育所、小学校の積極的な連携を図ります。

②就学前から中学校修了までを見据えた保幼小中一貫教育の推進

就学前から中学校修了までの子どもの育ちを見据え、認定こども園・保育所、小学校及び中学校による保幼小中一貫教育の推進体制を継続するとともに、今、求められている学力についても、ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「探究」を一つのキーワードとした授業改善を進めていきます。

また、幼児児童生徒の発達段階に応じた教育の一貫性と系統性を高めるとともにどの期においても、各期・各学年で求められる資質・能力を身に付けて、進級・進学させる意識を常にもって指導を進めます。

③学園ごとの学校（園）運営協議会の推進

学校等、家庭、地域が協働する「横の連携」を深めるため、本市では、学園を単位とした「学校（園）運営協議会」を設置しています。目指す子ども像や教育のビジョンを共有し、学園の教育目標の実現に向けた協働体制を更に整備していくことができるよう本協議会のより一層の機能化を図ります。

④「丹後学」の充実

市内の全小中学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、地域の「人・環境・文化・産業」をテーマとした学習活動（「丹後学」）に取り組んでいます。その実施に際しては、地域・家庭との連携・協働体制を確立し、より一層子どもたちが主体となった探究的な学びを充実させていきます。

（４）いじめ防止対策の充実

①いじめ問題の取組の徹底

いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健やかな成長及び豊かな人格の形成に甚大な影響を与えるだけでなく、その生命をも傷つける危険性をもつことを認識し、「いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも、被害者にも加害者にもなりうる」という実態を踏まえ、すべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合い、いじめに向かわせないための教育環境づくりを家庭及び地域の協力も得て、すべての教職員で推進します。

②関係機関や家庭との連携促進

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや警察、児童相談所、地域の関係団体との連携を促進するとともに、学

校と地域や家庭が組織的に連携・協働する体制の充実を図ります。

また、定期的なアンケート調査のみならず日々の観察や相談しやすい雰囲気づくり、京丹後市相談アプリ等の活用やSOSの出し方に関する指導を推進します。

更に、各家庭においても、子どもがいつでも悩みを相談できるよう寄り添うことの大切さを啓発していくとともに、気になる些細な変化に対しても、いじめではないかとの疑いをもって学校等に相談するよう周知を進めます。

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画^{*}において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業^{*}」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業^{*}の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

京丹後市においては、平成23年3月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」、平成29年3月に策定した「第2次京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。その後の社会環境の変化や、少子化の進行等に伴い、小規模化している保育所がある一方、低年齢児保育の需要が高まっていることから、今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備等を検討していきます。

また、教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設^{*}の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■認定こども園

単位(人)

京丹後市	実績			見込み							
	令和5年度			令和7年度			令和8年度				
	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計		
①量の見込み	66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030		
②確保の内容	認定こども園		66	1,010	1,076	61	990	1,051	60	970	1,030
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

京丹後市	見込み										
	令和9年度			令和10年度			令和11年度				
	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計	1号 3-5歳	2・3号 0-5歳	合計		
①量の見込み	59	951	1,010	58	932	990	57	913	970		
②確保の内容	認定こども園		59	951	1,010	58	932	990	57	913	970
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

■保育所

単位(人)

京丹後市	実績			見込み							
	令和5年度			令和7年度			令和8年度				
	2号	3号		2号	3号		2号	3号			
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み	221	6	122	221	10	105	217	10	103		
②確保の内容	保育所		221	6	122	221	10	105	217	10	103
	地域型保育事業※		0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

京丹後市	見込み										
	令和9年度			令和10年度			令和11年度				
	2号	3号		2号	3号		2号	3号			
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み	213	10	101	209	10	99	205	10	97		
②確保の内容	保育所		213	10	101	209	10	99	205	10	97
	地域型保育事業※		0	0	0	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

提供体制、確保方策

- 認定こども園の定員数については、令和5年度現在、1,622名（公立認定こども園6園、私立認定こども園3園）の提供体制があります。
- 保育所の定員数については、令和5年度現在、680名（公立保育所5園、私立保育所1園）の提供体制があります。
- 教育及び保育の量の見込みは、今後も一定ニーズはあるものの人口減に比例し徐々に減少していくものと見込んでいます。
- 教育・保育の提供体制については、「第2次京丹後市保育所等再編計画」に基づき、保育所の統廃合による再編、幼保一体化施設の設置等を行ってきました。今後も地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備等を検討していきます。
- 地域型保育事業*（小規模保育*事業等）については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

認定区分について

幼児教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施します。

■認定区分

1号認定	教育標準時間認定・満3歳以上
2号認定	保育認定（標準時間・短時間）・満3歳以上
3号認定	保育認定（標準時間・短時間）・満3歳未満

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策

量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名	単位	実績	量の見込み					
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 延長保育事業	人	284	277	272	267	262	256	
② 放課後 児童健 全育 成 事業	低学年	人	599	548	543	538	533	528
	高学年	人	275	305	308	311	314	317
	合計	人	874	853	851	849	847	845
③ 放課後こども教室	か所	2	2	2	2	2	2	
④ 子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	48	180	175	170	165	160	
⑤ 地域子育て支援拠点事業	人回	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000	
⑥ 一時預 かり事 業	こども園での 預かり保育 (1号認定児)	人日	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	一時預かり (未就園児)	人日	703	870	840	810	780	750
⑦ 病児・病後児保育事業	人日	6	10	10	10	10	10	
⑧ ファミリー サポート センター 事業	就学前	人日	54	60	60	60	60	60
	就学児	人日	7	10	10	10	10	10
⑨ 妊婦健康診査	人回	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452	

事業名	単位	実績	量の見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	人	279	273	268	263	258	253
⑪ 養育支援訪問事業	人	98	70	70	70	70	70
⑫ 利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
⑬ 産後ケア事業 (新規)	人回	9	54	60	72	84	84
⑭ 親子関係形成支援事業 (新規)	人回	-	30	30	60	60	60
⑮ 乳児等通園支援事業 (新規)	人日	-	-	22	20	19	19
⑯ 妊婦等包括相談支援事業 (新規)	回	512	655	643	657	645	632

産後ケア事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業*として位置づけることで、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとされた。

親子関係形成支援事業：令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、家庭支援事業として3つの事業が新設された。（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）

乳児等通園支援事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等に通っていない満3歳未満の子ども通園のための給付が創設された。

妊婦等包括相談支援事業：子ども・子育て支援法の一部改正により、令和6年度までの「出産・子育て応援交付金」は、令和7年度から「妊婦のための支援給付」として制度化（子ども・子育て支援法第10条の2）され、「妊婦等包括相談支援事業」（児童福祉法第6条の3第22項）と組み合わせて実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施することとなった。

① 延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	281	249	316	284

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	284	277	272	267	262	256
②確保の内容	284	277	272	267	262	256
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○延長保育については、令和6年度に15か所の認定こども園・保育所で実施しています。今後も、保護者の就労状況等により保育が困難な就学前児童について、保護者の利用希望に沿った、身近な地域でのサービスの提供が受けられるよう努めます。

② 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により授業終了後等に家庭での見守りが受けられない小学校に就学している児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	744	784	842	874

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市		実績	見込み				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	599	548	543	538	533	528
	高学年	275	305	308	311	314	317
	合計	874	853	851	849	847	845
②確保の内容		874	853	851	849	847	845
②-①		0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和6年度に11か所で6年生までの受け入れを行っています。今後も適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、施設環境及び指導員の質の向上を図り、ニーズに対応できる提供体制を確保します。

③ 放課後こども教室

【概要】

放課後に、小学校の余裕教室等を子どもたちの安全・安心な居場所として活用し、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

【量の見込み(再掲)】 ※第3期計画から掲載

単位(か所)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○放課後こども教室については、令和6年度に2か所の小学校区で実施しています。授業のある毎週水曜日の放課後に実施しており、放課後児童クラブを利用する児童も参加できます。今後も、放課後の安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブとの連携を図り、ニーズに対応できる提供体制の確保に努めます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業）です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	80	26	16	48

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48	180	175	170	165	160
②確保の内容	48	180	175	170	165	160
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○子育て短期支援事業については、1か所で実施しています。今後も、保護者の病気、疲労等により家庭において養育することが一時的に困難になった児童や、経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の養育・保護に対応できる提供体制を確保します。

⑤ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

【概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、情報の提供等を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	17,766	14,068	16,220	17,205

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②確保の内容	17,205	17,000	16,750	16,500	16,250	16,000
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）については、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、8か所を実施していきます。
- 地域子育て支援センターでは、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。
- 今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保していくとともに、利用しやすい環境を構築していきます。

⑥ 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用 児童数	認定こども園での 預かり保育(1号 認定児)	4,785	5,451	5,364	3,973
	一時預かり(未就 園児等)	964	710	738	703

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市		実績	見込み				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
認定こども園で の預かり保育(1 号認定児)	①量の見込み	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②確保の内容	3,973	3,660	3,600	3,540	3,480	3,420
	②-①	0	0	0	0	0	0
一時預かり(未 就園児等)	①量の見込み	703	870	840	810	780	750
	②確保の内容	703	870	840	810	780	750
	②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○認定こども園での預かり保育(1号認定児)については、令和6年度現在9か所で実施しています。今後も利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。

○その他(未就園児等)の一時預かりについては、10か所で実施しています。今後も、保護者の就労や疾病・出産等により保育が困難な場合や親の私用、リフレッシュを目的として、就園前児童の保護者の利用希望に沿ったサービスの提供ができるよう努めます。

⑦ 病児・病後児保育事業

【概要】

(病児保育事業)

児童が病気の快復に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(病後児保育事業)

児童が病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

(病後児保育事業)

単位(人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	4	5	0	6

【量の見込み(再掲)】

(病後児保育事業)

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	10	10	10	10	10
②確保の内容	6	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○病後児保育事業については、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

○病児保育事業については、医療機関に併設した施設での開設等、利用者が安心して利用できるよう、関係機関と協議を続けていきます。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	就学前	1	28	38	54
	就学児	0	33	19	7

【量の見込み(再掲)】

単位(人日)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み (就学前)	54	60	60	60	60	60
(就学児)	7	10	10	10	10	10
② 確保の内容 (就学前)	54	60	60	60	60	60
(就学児)	7	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○ファミリー・サポート・センター事業については、利用実績は少ないものの、公的サービスでは対応がむずかしいニーズに応える大切な事業であることから、今後も引き続き利用者のニーズに対応できるよう、子育て経験者などの援助会員を確保し、提供体制を維持していきます。

⑨ 妊婦健康診査

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	7,015	7,070	6,744	6,030

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②確保の内容	6,030	5,910	5,792	5,676	5,563	5,452
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 妊婦健康診査については、疾病の早期発見及びB型肝炎等母子感染症の予防のため、基本健診14回と追加検査(血液、超音波検査等)14回に対し、一定の費用を公費負担しています。実施医療機関は、京都府内の医療機関及び府外一部の医療機関に委託し、受診しやすい体制をとっています。
- 今後も母子健康手帳とともに妊婦健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票等を交付し、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、妊娠期からの一貫した健康管理を支援していきます。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実施者数	277	289	294	279

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	279	273	268	263	258	253
②確保の内容	279	273	268	263	258	253
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

- 乳児家庭全戸訪問事業については、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行っています。
- 今後もすべての家庭の養育環境の把握に努めるとともに、子育て支援に関する必要な情報提供、助言を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

⑪ 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ訪問数	28	38	62	98

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	98	70	70	70	70	70
②確保の内容	98	70	70	70	70	70
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業とあわせ、今後も、要保護児童対策地域協議会*の関係機関を中心に、家庭や子どもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図り、家庭や子ども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるように努めていきます。

⑫ 利用者支援事業（こども家庭センター※型）

【概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設※や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

単位(か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置状況	1	1	1	1

【量の見込み(再掲)】

単位(か所)

京丹後市	実績	見込み				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○利用者支援事業については、こども家庭センター※型として1か所を設置し、専任保健師を配置しています。今後も妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握するとともに、必要な支援や関係機関との連携調整等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めていきます。

⑬ 産後ケア事業

【概要】

産後の保健指導を必要とする産婦及び乳児に対して、施設に母子を宿泊及び通所させる、もしくは対象者の居宅において助産師等の看護職が中心となり必要な保健指導を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	54	60	72	84	84
②確保の内容	54	60	72	84	84
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○産後ケア事業については、出産後1年までの母親と乳児への心身のケアや、育児サポートを実施することにより、産後うつや児童虐待の未然防止を図るとともに、子どもを産み育てやすい環境を整えていきます。今後はニーズを把握しながら、リフレッシュや仲間づくりを目的とした集団型の産後ケア事業への展開も検討していきます。

⑭ 親子関係形成支援事業

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に交流できる場を設けるとともに必要な支援を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	30	30	60	60	60
②確保の内容	30	30	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○親子関係形成支援事業については、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、子どもの発達状況に応じた情報提供や相談助言を実施するとともに、保護者同士の交流や情報共有の場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

⑮ 乳児等通園支援事業

【概要】

認定こども園等に入所していない3歳児未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場をあたえるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(人)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	-	22	20	19	19
②確保の内容	-	22	20	19	19
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○乳児等通園支援事業については、国が令和8年度から本格実施を目指す新たな通園給付制度であり、月一定時間までの利用枠内で、就労要件を問わず、すべての家庭の0歳6か月～2歳児が保育所等を定期的にご利用できるようにするものです。本市においても、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずのかたちでの支援を強化するため、本事業の実施に向け検討を進めていきます。

⑩ 妊婦等包括相談支援事業

【概要】

妊婦とその配偶者に対し、面談等の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【量の見込み(再掲)】

単位(回)

京丹後市	見込み				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	655	643	657	645	632
②確保の内容	655	643	657	645	632
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制、確保方策】

○妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付」と妊婦への相談支援を行う「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせた伴走型の支援を行います。

⑰ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【提供体制、確保方策】

- 子ども・子育て支援新制度にかかる教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては、運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。
- 施設等利用給付認定子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において、食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用として当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき実費負担分について、市が定める基準に従い、保護者への費用助成を行います。

⑱ 多様な主体が参画することを促進するための事業

【提供体制、確保方策】

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育*等の設置を促進していく事業です。現状の保育施設にないものに対して手段を講じていきます。

●子育て世帯訪問支援事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業*として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討していきます。

●児童育成支援拠点事業

令和6年4月に施行された改正児童福祉法により地域子ども・子育て支援事業*として新たに創設された事業であるため、当事業の実施を検討していきます。

第6章 計画の推進について

1 市民や地域、関係団体等との協働

本計画を実行性のあるものとして着実に展開していくためには、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取り組みが必要不可欠となります。そのためにも、ホームページや広報等のあらゆる媒体や地域活動団体等を通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動等と連携を図りつつお互いの役割をしっかりと確認して計画を推進します。

また、市民や関係団体等で構成される「こども未来まちづくり審議会」において、計画の進捗状況に関する情報公開や施策・事業の評価、課題整理等を行います。

2 庁内の推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、教育・保育をはじめ様々な分野にわたるため、計画策定担当部局（こども部こども未来課及び子育て支援課）が中心となり、年度毎に関係各課の施策や事業の実施状況を把握するとともに、関係各課が連携して施策に取り組むことができる体制づくりを進め、本計画を着実に推進します。

3 計画の進行管理

本計画で定めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策等をはじめ、各施策や事業等について、定期的な進捗管理及び評価を行います。

また、庁内の推進体制や「こども未来まちづくり審議会」等において、PDCAサイクル【Plan（計画）－Do（実施・実行）－Check（検証・評価）－Action（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

資料編

1 用語解説

か行

■教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

■こども基本法

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくために制定された包括的な基本法。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。子ども施策の基本理念のほか、子ども等の意見の反映などについて定めている。

■こども大綱

こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定めた大綱。令和5年12月22日に閣議決定された。

■こども家庭センター

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。児童福祉法の改正により、市区町村に対して設置が義務付けられた。

さ行

■事業所内保育

0～2歳児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育も行う事業。

■小規模保育

0～2歳児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。保育所分園に近い類型(A型)、家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型(C型)、その中間的な類型(B型)の3類型がある。

た行

■男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

■地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育*、家庭的保育(保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う)、居宅訪問型保育(保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う)及び事業所内保育*を行う事業。

■DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的及び経済的な暴力も含まれる。

は行

■バリアフリー

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべて

の障壁を除去するという考え方。

■プレコンセプションケア

WHOは「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義。若い世代の健康増進と、より質の高い生活を実現することで、健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にすることを目的としたヘルスケア。

や行

■ヤングケアラー

家族の介護や家事、世話などの日常生活上の世話を過度に行っている子どもや若者。子ども・若者育成支援推進法では、国や地方公共団体などが支援に努めるべき対象として位置づけられました。

■要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関。要支援児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

2 計画策定までの経過

◎京丹後市子ども未来まちづくり審議会条例

平成21年3月30日

条例第16号

改正 平成23年12月28日条例第38号

平成25年7月5日条例第27号

令和5年2月27日条例第6号

令和5年9月15日条例第26号

(設置)

第1条 市のすべての子どもが健康で幸せに暮らせるまちづくりの推進及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項に規定する事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市子ども未来まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項に関する調査、研究及び審議を行う。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (5) 少子化対策の推進に関すること。
- (6) その他子ども・子育て支援及び子どもの育成の推進に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、福祉、医療又は子ども・子育て支援事業に関する機関の関係者
- (2) 福祉団体の経験を有する者

- (3) 事業主及び労働者並びに地域ボランティア組織又は民間非営利団体の関係者
 - (4) 教育経験を有する者
 - (5) 子どもの保護者
 - (6) 学識経験を有する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員のうち、職によって委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、審議会において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども部こども未来課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例の一部改正)
- 2 京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例(平成16年京丹後市条例第247号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年12月28日条例第38号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年7月5日条例第27号)

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(令和5年2月27日条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年9月15日条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は令和6年4月1日から施行する。

■京丹後市こども未来まちづくり審議会

1. 審議会委員

(敬称略)

審議会役職	氏名	役職	条例第4条第2項の規定
会長	片西 登	元指導主事、元小学校長	6号
副会長	味田 佳子	NPO法人エコネット丹後事務局長	3号
委員	田中 道夫	元京丹後市民生児童委員協議会 主任児童委員代表	1号
委員	山副 祐子	(社) 不動園 こうりゅう虹こども園長	1号
委員	岩渕 祐子	NPO法人丹後の自閉症児を育てる会	2号
委員	水口 こと美	京丹後市商工会青年部	3号

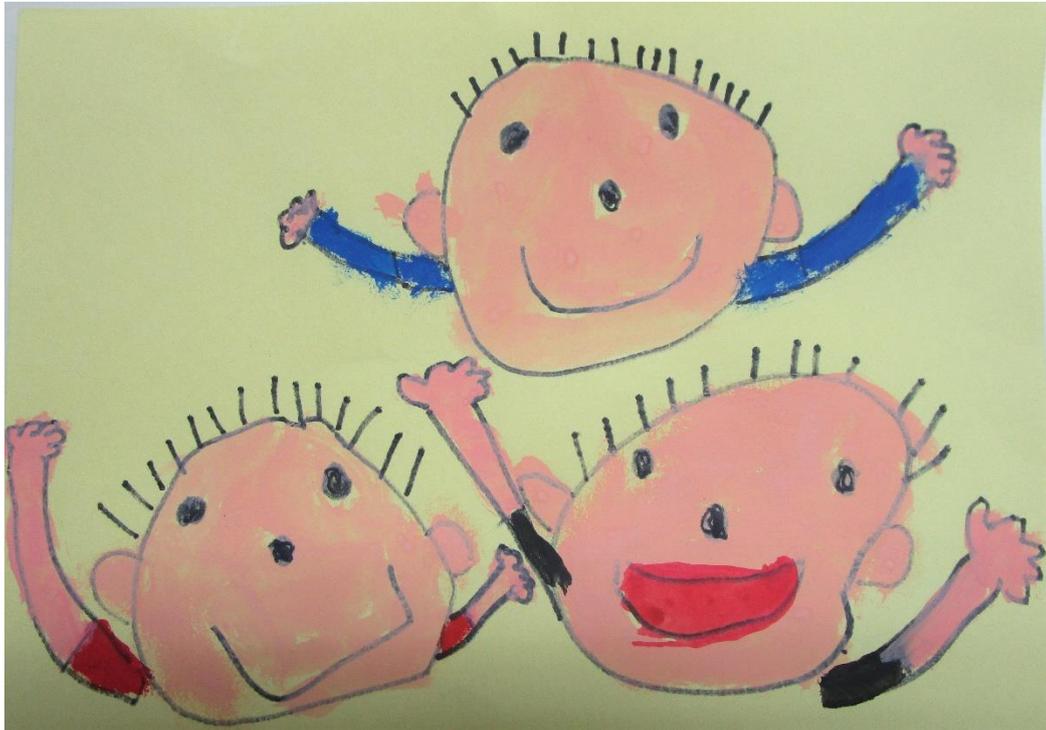
委員（任期： ～R6.10.6）	小森 和芳	元丹後機械工業協同組合副理事長 （株）小森製作所 代表取締役	3号
委員（任期： R6.10.7～）	山本 真也	丹後機械工業協同組合理事 （株）韋城製作所 代表取締役社長	3号
委員	浜上 玉恵	元幼稚園長兼保育所長、網野北小学校区 放課後子ども教室実行委員会代表	4号
委員（任期： ～R6.10.6）	後藤 明咲実	元かぶと山こども園保護者会会長	5号
委員（任期： R6.10.7～）	松井 修一	久美浜保育所保護者会会長	5号
委員	中村 八寿子	元教育委員会理事兼子ども未来課長 元保育士、元主任児童委員	6号

2. 審議会の審議経過

第1回（令和6年1月10日）	1. 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 2. 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について 3. こども部の創設、こども家庭センターの設置について 4. 都市拠点公共施設整備基本計画について
第2回（令和6年7月8日）	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問 2. 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 第3期子ども・子育て支援事業計画について
第3回（令和6年10月2日）	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第4回（令和6年12月10日）	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画（修正案）について
第5回（令和7年1月10日）	1. 第3期子ども・子育て支援事業計画（最終案）について 2. 答申について 3. 特定教育・保育施設利用定員について

3. 市民聴取の意見（パブリック・コメント）

第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について、「京丹後市民意見提出手続要綱（パブリック・コメント手続）」に基づき、令和7年1月14日から同年1月31日まで意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。



発行年月 令和7年3月

編集/発行 こども部 こども未来課

〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691 番地

TEL 0772-69-0340 FAX 0772-62-1156

E-mail : kodomomirai@city.kyotango.lg.jp